

令和6年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和6年9月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 北村和士 | 2 番 | 武尾哲治 | 3 番 | 吉田功 |
| 4 番 | 中津川定雄 | 5 番 | 秋田谷光彦 | 6 番 | 古谷星工人 |
| 7 番 | 平野由里子 | 8 番 | 田代実 | 9 番 | 井上栄一 |
| 10 番 | 南雲まさ子 | 11 番 | 飯田一 | 12 番 | 寺嶋正 |

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

| | | | |
|-------------------------|------|------------|-------|
| 町長 | 本山博幸 | 副町長 | 田代浩一 |
| 教育長 | 野崎智 | 会計管理者兼出納室長 | 中津川文子 |
| 参事兼政策推進課長 | 鈴木英幸 | 参事兼総務課長 | 早野政弘 |
| 安全防災担当室長 | 鎌田将次 | 税務課長 | 山岸裕子 |
| 町民課長兼寄出張所長 | 堀谷恵子 | 福祉課長 | 宮根正行 |
| 子育て健康課長 | 渋谷昌弘 | 観光経済課長 | 遠藤洋一 |
| まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長 | 柳澤一郎 | 環境上下水道課長 | 渋谷好人 |
| 教育課長 | 椎野晃一 | ————— | ————— |

4. 出席した議会事務局書記 2人

| | | | |
|-----------|------|----|-----|
| 参事兼議会事務局長 | 石井友子 | 書記 | 島秀明 |
|-----------|------|----|-----|

5. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 陳情第 2 号 「氏性の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、
国に提出する事を要望する陳情
- 日程第 6 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。長く気をもまされた台風も去って、今朝は秋の気配も感じる朝となりましたが、まだ、しばらくは熱中症に警戒する日々が続くかと思われまます。議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る 8 月 28 日、松田町告示第 61 号により令和 6 年第 3 回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本例例会が開催できますこと衷心より感謝申し上げます。

なお、ICT を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

今定例会中はクールビズを実施しております。適宜、各自の判断で上着の着脱をお願いいたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名であります。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 6 年第 3

回松田町議会定例会の開催を宣言いたします。

(9時00分)

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

10番 南雲まさ子君、11番 飯田一君の両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る8月30日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長、飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第3回松田町議会定例会の招集に当たり、8月30日、午前9時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと、委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日9月4日から9月13日までの10日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の9月4日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第6「一般質問」、受付番号第8号までを行います。

本会議2日目の5日は、日程第6「一般質問」の受付番号第9号から第11号を行った後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催します。議会運営委員会終了後、本会議を再開し、日程第7「議案第37号」から日程第10「議案第40号」までの審議を行います。全て即決でお願いします。

本会議3日目の6日は、日程第11「認定第1号か」ら日程第19「認定第9号」までを一括上程し、代表監査委員に審査報告をしていただきます。その後、一般会計歳入歳出決算の細部説明を担当課長からしていただき、質疑を行い、一般会計決算審査特別委員会を設置し付託とさせていただきます。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。終了後に決算に伴う主要工事箇所の現地視察を実施します。

7日、8日は休会です。

9日は大会議室で一般会計決算審査特別委員会を開催します。係長職以上の職員に出席していただき、審査をいたしますので、よろしくお願いいたします。

10日、11日は、委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いします。委員会には、必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

本会議4日目の12日は、一般会計決算審査特別委員会に付託する認定第1号の特別委員会報告をして、質疑、討論、採決までを行います。続いて、日程第12「認定第2号」から日程第19「認定第9号」までの審査を、順次行います。日程第20「報告5号」から日程第22「報告第7号」については、担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決は取りません。日程第23「委員会の閉会中の継続審査申出書」、日程第24「議員派遣について」を行い、閉会の予定です。

13日は予備日です。

なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は、審議をお願いします。

陳情については、9件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、8件を机上配付とさせていただきますので御覧ください。

以上で委員会報告を終了しますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和6年第3回松田町議会定例会の会期は、本日9月4日から9月13日までの10日間と決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、おはようございます。本日より10日間、令和6年第3回議会定例会、

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。台風10号が過ぎ去り、朝夕の風に幾分か秋の気配を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

初めに、8月8日に宮崎県日向灘で最大震度6弱の地震が発生した翌日の8月9日の午後7時57分頃に松田町と中井町、清川村、厚木市にて震度5弱の地震が発生したことは御存じのことと思います。当日、午後8時30分には地震対策本部を設置をいたしまして、全職員のうち約70名が参集して、町内のパトロールや断水対策の実施、避難者や電車利用の帰宅困難者の受入れ体制を整えました。道路等への大きな損傷もなく、断水も2時間程度で解消され、帰宅困難者も避難者もないことから、約30名の職員を残して、安全防災担当室やまちづくり課職員を中心に一晩中、町内パトロールなどによる情報収集などの対応を行いました。また、翌日の早朝より、町消防団の皆様方にも被害状況確認を行っていただきました。その後、14日に震度2、15日に震度3の地震が発生しましたが、ともに大きな地震は発生いたしませんでした。

8月16、17日には台風7号が強い勢力を保ちつつ関東地方の東へ北上し、茨城県などに強風被害が発生いたしました。松田町では、事前の対策や被害状況の確認、情報収集などの対応をいたしましたところ、特に大きな被害についてはありませんでした。

続いて、8月27日には、台風10号の影響により、土砂災害警報情報及び洪水警報が発令され、松田町においても記録的短時間大雨となり、町道寄4号線の道路陥没による通行止めや、農林道の土砂、倒木などによる被害が発生しましたので、現地調査を含め、当日より対応してまいりました。また、過去の経験を生かして、町民の安全・安心な状況を確保を最優先するため、気象庁の台風情報等を確認しながら、町の判断にて、当日5時30分に松田地区に生涯学習センター展示ホール、寄地区には寄小学校屋内運動場の1階に合計2か所避難所を開設いたしました。避難所には、松田地区から4名、寄地区については3名の方が避難されましたが、松田地区の避難者は当日の夜9時過ぎに、寄の方につきましては夜の8時過ぎに、安全を確認して自宅に戻られたということにな

っております。

さらに、台風10号が強い勢力を保ちつつ関東地方に接近し、激しい雨と風が局地的に見込まれることを想定し、早めに台風への備えとして8月29日にも避難所を、これまで同様に2か所設置いたしました。午後5時には対策本部を設置し、町内パトロールや避難所の設置による受入れ体制を整えました。被害状況につきましては、事前の対策、被害状況の確認、情報収集などを改めて行い、町道寄4号線の道路が陥没し通行止めや一部農地のままがあふれたりということがありましたが、人的被害につながる大きな災害についてはありませんでした。避難所におきましては、29日から9月の2日までの間、松田地区のみでございしますが、5名の方が避難され、雨の状況を見ながら、それぞれの都合によって御自宅にお戻りになられました。

9月1日に予定をしていました令和6年度の総合防災訓練につきましては、台風10号の接近に伴い延期とさせていただきますので、新しい日程につきましては、決まり次第、また皆様方に御報告をさせていただきますので、よろしくをお願いします。今後も、いつ来てもおかしくないと言われる地震をはじめ、異常気象による水害や土砂災害などの災害対策につきましても、今後も、住民の生命と財産を守る意識と緊張感を持った早めの対応と情報収集を行い、町民の皆様におかれましては、自らの命と地域は自ら守るという意識を高めていただき、多様な主体で協働して減災活動に取り組みを、我々としても引き続き願い、周知を図ってまいります。

さて、去る8月28日に令和6年第3回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、議員全員の御出席を賜り、本日ここに本例例会が開催できますことを、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは行政報告につきまして、日を追って詳細に御報告させていただくところですが、さきにお配りさせていただいている公務報告について、詳細については割愛させていただき、主な行事について御報告をさせていただきますことを御了承願います。

初めに、7月12日、16日及び24日の3日間において開催されました神奈川県議会各政党県議団並びに各派の皆様方に対し、継続5件、新規2件の要望をさせていただきます。

継続要望につきましては、1点目に新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の実現に向けた支援と、同時に、駅周辺整備に併せた県道711号御殿場線アンダー部分の改良工事の早期実現。2つ目に当町における最新データでは消滅可能性都市から脱却というふうになっておりますが、予断を許されないような状況でございますので、引き続き戦略的な移住・定住策の実施と、未病戦略エリアへの企業誘致等による人口増加策及び新たな観光資源開発に伴う雇用の場の確保。3つ目に有害鳥獣被害やヤマビル対策では、住民生活や観光客への被害が毎年増大する中で、ヤマビル対策部会の設置、有害鳥獣の捕獲・保護に伴う先進的な対策の情報共有、生活環境整備等に関わる継続的な財源の支援及び本年度は追加として、新たにツキノワグマの対策における猟友会への支援。4つ目に令和8年度に計画期限を迎える県独自の施策であります水源環境保全・再生施策大綱の計画期間の延長及び森林環境譲与税の活用では、県内都市部との木材利用、有効活用のマッチング体制の構築。5つ目に足柄上病院の産科に係る医療体制の確保について、産科や小児科などの医療体制の充実、並びに足柄上地域での分娩可能な医療機関数の増加、医療ニーズに対応する産科の再開が可能になるような体制と整備。

新規要望につきましては、1つ目に未病関連事業としてスポーツリズムの推進に向けた県との連携協力、強化。2つ目に災害時の山間部の孤立を防ぎ、安全・安心な生活が維持・確保できるよう、幅が狭い県道の箇所解消、並びにわり面崩落防止などの改良工事、並びに水道事業の更新整備や耐震化による技術支援及び水道事業経営の広域化等の推進に対して要望をさせていただきました。

次に、昨年度より神奈川県町村会の政務担当役員を拝命しているため、県内14町村で構成される県町村会の代表として、8月5日に牧島衆議院議員並びに県内選出の国会議員への国政要望の活動、8月22日には県市長会と県町村会と

の合同による水源環境保全・再生施策、これは水源環境保全税の継続に係る県知事への要望でございます。さらに8月29日には県町村会として県知事への要望活動を行い、数多くの要望の中から6項目を抜粋し、その1つとして有害鳥獣対策の強化を申し入れてまいりました。

次に、8月28日には足柄上地区1市5町の首長と知事との、年に一度になりますが、地域別首長懇談会において、今年は松田町が担当町となるため、富士山や足柄平野などが一望できる西平畑公園内の子どもの館を会場として開催をし、黒岩県知事ほか県幹部職員の出席のもと、各首長から各自治体の課題等について、その際、私は県議会への政党要望などと同じ項目を県に対して要望させていただきました。引き続き、国・県に対して、町民の生命と財産を守り、豊かで安心した暮らしと町の未来に必要な要望を行いましたので、実行していただくよう継続的に働きかけてまいります。

それでは、諸事業について、概略ですが御報告をさせていただきます。初めに、7月21日、27日及び28日の3日間において、猛暑の中、足柄上郡5町による第73回足柄上郡総合体育大会が行われ、本町においては9種目に参加し、総合3位でございました。これも町スポーツ協会の皆様方の御尽力はもとより、参加された選手の日頃の練習や努力の、さらには関係する全ての方々との協働、連携、協力によるものと考えております。今後も、運動やスポーツ、また社会参加を行う方々が増えることで、世代間交流や健康寿命の延伸につながることを期待しているところでございます。

続きまして、昨年に引き続き、7月23日から8月22日までの1か月間、夏休みを利用して小・中学生を対象とした、豊かな学びを支援する寺子屋まつだを開催いたしました。本年度は、本町が力を入れている英検の受検対策講座と1学期の復習、子供たち自身で昼食をつくる食育どんぶりづくりなどを開催し、延べ130人もの参加がありました。また8月3日には、こども夏フェスでは、中学生の寺子屋OBも参加し、生涯学習センターの青空広場や大ホールのホワイエなどで、昔懐かしい金魚すくいや射的などの縁日体験や様々なイベントを開催し、夏空のもと約400名の御参加を頂きました。今後も子供たちが主体に活

動する取り組みを継続してまいります。

次に、8月6日の広島、8月9日における長崎での原爆被害者の慰霊と核兵器廃絶、世界の恒久平和の願いを込めて、6月3日から7月12日までの間、地域サロンまつだや役場庁舎、生涯学習センターなどにおいて、町民の皆様方の御協力を賜り、約2万2,000羽の折り鶴が集まり、7月29日に広島市・長崎市に送らせていただきました。本年度も御協力頂いた皆様方には厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。今後も平和教育につながる取り組みを継続するとともに、さきの大戦により尊い命を亡くされた御霊に対し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

続いて、8月18日に町制施行115周年記念事業及び松田町・寄村合併70周年記念イベントとして、生涯学習センター大ホールにおいて宝くじ文化公演ミュージカル「白雪姫」を開催し、約800名を超える方々に観覧頂きました。令和7年度は松田町・寄村合併70周年を迎えますので、年間を通して町主催や官民等が連携協力による様々な記念事業を用意し、多くの町民の皆様の記憶に残る70周年となるよう、町を盛り上げてまいります。

次に、足柄上地域の自治体代表選手による第43回自転車の安全な乗り方足柄上地区大会が8月22日に開催されました。本町からは2チームエントリーし、松田小学校4年生・5年生8名が参加していただきました。本年は、特に暑い中にもかかわらず御指導頂きました井上隊長をはじめとする町交通指導隊の皆様方に感謝申し上げますとともに、歴史のバトンを引き継いでいただいた児童の皆様方にも感謝とエールを送ります。

次に、8月24日には酒匂川親水広場を中心とした会場によって第44回まつだ観光まつりと、恒例の第23回あしがら花火大会を開催いたしました。昨年度から、大名行列等のパレードにつきましては、演技者、演技をされる方々の熱中症や体調管理に配慮し、11月に予定されているまつだ産業観光まつりの開催時に演技披露させていただくことになっておりますので、本年度も夏の風物詩である松田音頭を中心とした大盆踊りを開催していただきました。そして、まつりのフィナーレ等を飾るあしがら花火大会では、8時からあしがら・松田の夏、

そして夏休みの最後を飾る花火1,000発を多くの方々に楽しんでいただきました。実行委員会や町観光協会、町消防団や町交通指導隊、また花火を合同で上げている開成町や、また六夜会の皆さん方等々、花火に御参加された方々に大変、また、まつりの裏方として汗を流していただいた多くの関係者の皆様方に御協力に対し感謝を申し上げるところでもございます。

最後になりますが、9月14日に生涯学習センター大ホールにおいて、9月13日までに70歳以上を迎える3,100名の方を対象に、長寿の祝いとして令和6年度松田町敬老会を開催いたします。町内の100歳以上の方は現在11名いらっしゃいまして、最高齢は106歳となっており、当日の午前中に、その1名の方へ花束と敬老祝品をお渡ししてまいります。今年の余興では、町内団体の皆様方の合唱や日本舞踊に加えまして、ミニカラオケ大会や抽選会が行われる予定となっております。引き続き、笑顔あふれる幸せな町松田を目指し、高齢者等も生きがいを持って日常的に交流できる居場所づくりなどにも取り組んでまいります。

それでは、この定例会に付議いたしました案件を申し上げます。議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度から町立松田小学校及び中学校にコミュニティ・スクールを導入するに当たり、学校運営協議会を設置することに伴い、新たに委嘱する学校運営協議会委員に対する報酬等を支払うため所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方交付税の増額や前年度繰越金の確定、新松田駅周辺整備基金の積み立てなどに伴い補正するものでございます。

議案第39号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、県補助金に係る備品購入費の増額や前年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

議案第40号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費等の返還金や前年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第9号まででございます。令和5年度一般会計と7特別会計、また上水道事業会計の決算の認定等をお願いしているほか、そのほか報告案件として、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、令和5年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告、有限会社みやまの里の経営状況について報告案件が3件でございます。

なお、定例会でございますので、途中に追加案件の提出を予定しています。災害復旧対策費の追加議案を提出しておりますので、また、そのほかにもまたありましたらですね、その節には議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長により御説明申し上げますので、よろしく御決議賜りますようお願い申し上げます。私からの行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和6年第2回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

議 長 日程第5「陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出することを要望する陳情」を議題といたします。

この陳情書は総務文教委員会へ付託します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第6「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を

許します。登壇願います。

4 番 中津川 それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、令和7年度の予算編成に向けた寄地区の持続可能な活性化施策の考え方などについて。

要旨。寄地区における活性化施策について伺います。

1、今年度は寄地区に特化した移住奨励金制度の創設などが予算化されましたが、令和7年度予算編成に向けて、一過性ではない持続可能な活性化施策の考え方について。

2、寄みやま運動広場は人工芝に整備されますが、プレー性能や安全性などを維持するための管理者による日常的な点検や作業、専門業者による定期的なメンテナンスの計画について。

3、旧寄中学校利活用事業について、これまで利活用事業者の選定は公募型プロポーザル方式を採用されていましたが、今回は条件付一般競争入札により事業者を決定し、賃貸借契約を締結しました。選定方式の経緯や契約内容について。

以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に、順次お答えします。内容が盛りだくさんなので、ちょっと長くなるので、承知しておいてください。

まず、寄地域については、生徒数の減少による教育的課題が大きくなり、将来を担う若い世帯の転出が著しい状況であったことから、平成31年度末に寄中学校を閉校をいたしました。その3年経過後の令和4年5月に、地域住民など30名により構成されました寄地区幼稚園・学校教育についての検討委員会を設置し、令和5年3月末に検討委員会より寄地区の幼稚園・小学校を存続させることが望ましい、ただし、今後さらに園児・児童数が減少し、子供たちの豊かな学びを保障する観点から、教育上の課題がさらに大きくなった場合や、PTA、地域の方々、地域関係の団体などから要望があった場合には、改めて検討も考えるというような提案書がありました。非常に、この内容だけ見ても、苦しいような状態の提言書だなということを我々受け止めました。

これによって、この提言を本当に重く受け止め、これ以上、寄地区における園児・児童の減少による教育環境が悪化することなく、存続を図るための手段の方法について、様々な角度から検討する必要があると判断し、これまで毎年実施してきました町政懇話会や地域座談会、子どもカフェ、町民アンケート調査をはじめ、令和5年度に設置いたしました寄地区活性化協議会において、寄地区が抱える地域課題の共有や重点的に協議を行う事項についての議論や先進地視察なども含めて、人口減少等による社会課題の件の解決に向けた地域活性化や地域活性化に向けた取り組みについて、意見集約を進めてまいりました。

令和6年につきましては、寄地区の課題を少しでも早く解決するための初年度として、寄みやま運動広場人工芝新設工事や寄テニスコート改修工事、令和7年度に工事の実施を予定しております寄小学校大規模改修工事の調査、設計、寄地区移住促進奨励金の創設、旧寄中の校舎改修事業などを推進しているところでもあります。

さて、1つ目の御質問の令和7年度以降の予算編成に向けては、当初の目的を達成すべく、寄地区の特有の様々な課題を解決し、引き続き地域住民や団体、企業等との課題の共有の上、その対策による負担などについて御理解頂き、解決に向けた新たな事業の実施など、4年程度かけて様々な事業に取り組み、若い世代に選ばれる寄地区となるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、実現させるためには、寄地区の住民皆様の御理解と協力、さらには新たな財源の確保が必要不可欠となります。現時点では、方策のイメージはありますが、それ全てにお約束できるものではございませんが、地域の皆様方の御理解と後押しにより、事業の推進が図られるよう、引き続き御協力のほどを、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。まず、寄みやま運動広場の整備に当たり、人工芝を選択した理由について、大きく3点ございます。1点目は、利用者ニーズとして通年及び雨天でも使えることや、通年での利用を希望する団体のニーズに対応するため。2つ目に、施設利用の制限として、天然芝の場合、1年間のうち芝を養生する期間を設ける必要があり、一般的には6月と10

月の各1か月の合計2か月間グラウンドが利用できないことや、雨の日や冬期などには、利用制限をしなければならないためでございます。3点目は維持管理に関する財政負担が少ないことであります。参考までに申し上げますと、30年間で試算した張り替え工事とその補助金を含めた維持管理について、人工芝と天然芝で比較すると、人工芝の場合は約6,500万円、天然芝は約1億4,400万円となり、差額が約7,900万円であることから、人工芝のほうが財政負担も少なくできることを見込んでいます。

さて、御質問にありましたメンテナンスについてでございますが、人工芝新設工事に当たっては、公益財団法人日本スポーツ施設協会が定める人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に係るガイドラインに準じた施設として準備することや、また、競技や使用頻度、人数などで状況が変わるため、日常的な管理のほか、専門事業者によるメンテナンスが必要というふうになります。

日常的な管理の内容につきましては、これまでどおり指定管理者である有限会社みやまの里において、グラウンドの使用後に芝の上にあるごみや落ち葉がある場合は清掃、集水柵のフィルター及び出入り口に設置いたしますエアブラシ、ローンブラシなどの清掃を行う予定としております。また、専門事業者によるメンテナンスにつきましては、専門のメンテナンスマシンをつけた洗浄ブラシによりグラウンド全体の芝を起こすことなど、年2回、総合点検と併せて実施を予定しております。今後は、利用者への注意事項を定め、申請や利用開始の際に、周知の徹底を図り、グラウンドの状況を保ち、長く使えるように対応してまいります。

次に3点目の御質問にお答えいたします。平成31年3月末をもって、当時の松田中学校と寄中学校を同時に閉校し、4月から新生松田中学校として開校いたしました。その後、寄地域の活性化や賑わいの創出といった、寄地域の有効な資源としての利活用を図るため、旧寄中学校利活用検討委員会を設置し、旧寄中学校の利活用の方向性について提案を賜りました。令和2年11月に開催いたしました旧寄中学校利活用事業者選定委員会において、優先交渉権者として

福祉介護事業者が選定されましたが、当初計画した事業の実施に当たり、旧校舎の改修等に多額の費用がかかるということから、令和5年6月末をもって、残念ながら福祉介護事業者は撤退されました。この撤退を受け、町として新たにサウンディング調査を行い、再度令和5年9月に募集を開始し、応募は3社の事業者からありました。審査の結果、いずれの応募者も総合評価値が基準値に達していなかったため、残念ながら優先交渉権者の決定には至りませんでした。

町はこれまで公募型プロポーザル方式による、旧寄中学校利活用事業者の募集を2回実施いたしました。残念ながら、継続的な利活用事業者が見つからないという結果となっており、この状況が続きますと、旧寄中学校利活用に関する提言書の考え方が反映できる、また維持管理経費として町の負担が増大していくことから、早期に事業者を決定することが望ましいと考え、並びに、募集要項等の公表、配付から契約の締結までの日数等についても、公募型プロポーザル方式と比較した場合、最低でも1か月弱の短縮ができる時間的メリットがあることから、提言書の考えを踏まえることを条件として、新たに賃貸借料の価格のみで競う条件付一般競争入札の方法に変更いたしました。

この方法は、寄1番地、湯の沢のところですが、町有地の売却時にもプロポーザル方式を2回実施し不成立であったことから、その後、今回のような条件付一般競争入札の方法に切り替えて事業者が決定した実績もありましたので、今回も同様な方法を採用いたしました。

令和5年12月末から町ホームページに旧寄中学校賃貸借に伴う条件付一般競争入札の実施要領を掲載し、令和6年1月末に、入札日には2社の事業者が入札に参加していただき、入札の結果は1社の事業者が予定価格を下回ったため失格となり、株式会社ヒンジスが予定価格を上回り落札されました。

賃貸借契約の概略の内容を申し上げますと、賃貸物件の対象は土地・建物で、中学校の前面の駐車場用地189平米、旧校舎2,204平米でございます。貸付料は土地・建物合わせて850万9,743円で、貸付期間は土地・建物ともに令和6年2月1日から令和16年1月31日までの10年間となっております。株式会社ヒンジ

スは、旧寄中学校において、一次産業に特化した、農林水産業を主としたアカデミーを開校し、寄地区の課題解決に向けて人材育成や特産品等の開発などを行うと伺っております。今後も、活力ある地域づくりにつながるための交流拠点ともなるよう、施設所有者として可能なサポートを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

- 4 番 中 津 川 答弁どうもありがとうございました。再質問させていただく前にですね、先ほど町長の行政報告にもありましたけども、台風10号の関係で、少しお話をさせていただきたいと思えます。御存じのようにですね、台風10号に伴う記録的な豪雨により、県西部を中心にですね、河川の氾濫や土砂災害が多く発生し、当町においてもですね、土砂崩れや倒木被害などが発生をいたしました。特に、8月の27日に発生しました町道寄4号線の土砂流出による道路の陥没災害、これにつきましては、利用者の大変多い路線であることから、早期復旧が望まれたところですけども、当初の予定のですね、9月1日よりも1日早く、発災からですね、わずか3日で応急復旧工事が完了し、8月31日早朝にはですね、通行止めが解除になりました。災害に対する町の迅速な対応にですね、改めて御礼を申し上げるとともにですね、引き続き町内被災箇所ですね、早期に復旧に取り組んでいただきますよう、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、寄地区のですね、活性化については、私、昨年の12月定例会においてもですね、質問をさせていただいたところですが、令和7年度の予算編成に当たりですね、町のお考えを伺いたく、今回また質問させていただくことにしましたので、どうぞよろしく願いをいたします。昨年度からスタートした第6次総合計画の後期アクションプログラムにおける寄地区のまちづくりの方向性についてはですね、豊かな自然環境や地区の交流を生かした魅力づくりに取り組むとともに、地域資源のブランド化、このプロジェクトに位置づけて、重点的に取り組むとしています。

地域資源のブランド化プロジェクトについてはですね、具体的には、寄七つ星ドッグランや寄ロウバイ園の利用促進、農泊や体験事業の推進、森林資源の活用のほかですね、スポーツツーリズムの推進が具体的な取り組みとして位置

づけられています。新規事業であるスポーツツーリズムの推進についてはですね、令和4年度にスポーツコミッションを町が立ち上げ、昨年度から既存のスポーツ施設を有効活用した各種スポーツの大会、合宿の誘致がされておりまして、関係人口の増加策としてですね、今、取り組みが進められていると思います。

そのような中ですね、竣工から30年以上が経過しているみやま運動広場のリニューアルとして、人工芝の新設工事が、いよいよスタートをいたしました。完成後におけるさらなる利活用によりですね、関係人口の増加や寄地区の新たな魅力の増進、賑わいにつなぐことに期待をしたいと思います。

また、寄地区のですね、人口減少対策、活性化施策、持続可能な地域づくりに関して、それを協議することを目的として、昨年、寄地区活性化協議会が設置をされ、今年度も協議が重ねられているという状況でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。まず最初にですね、先ほど答弁の中に、令和6年度に実施してる事業についてもありましたけども、令和6年度の当初予算に計上されている、寄地区の活性化施策の進捗状況について確認をさせてください。

まず最初にですね、県西地域活性化プロジェクト推進事業についてです。この事業は寄地区の活性化のため、デジタル技術、デジタル人材の活用と育成を実施して、各施設や体験プログラムの受入れ体制、これの利便性の向上を図るとともにですね、地域資源を発信する仕組みを構築するという事業でしたが、年度当初にですね、内閣府からの不採択の内示があったため、新たな補助制度に申請する旨の報告が全員協議会の中でございました。8月の全員協議会のとくにですね、8月19日にこれの交付決定があったと伺っています。この事業についてですね、これまでの経緯と、今後の取り組みについてですね、確認をさせていただきたいので、よろしく願いをいたします。

観光経済課長 ただいまの質問にお答えします。県西活性化プロジェクト推進事業につきましては、今御質問のとおり、年度当初に補助金が不採択になりまして、そんな中、地域の草刈りといった一部の事業につきましては、他事業への予算を流用

した中で、地域の団体の皆様に実施をいただいております。また、県西地域活性化プロジェクトでは、寄地域活性化推進事業として、寄地域内の各施設の予約から決済までを一貫して実施できるシステムの構築や、地域の核となる寄自然休養村管理センターへのデジタル人材の配置による魅力発信や情報集約といった機能の向上の実施を予定しておりました。この事業の補助金につきましては、先月、今の説明のとおり、デジタル田園都市国家構想交付金について交付決定がされました。このため、本議会の補正予算にてデジタル実装事業としまして、補正予算を計上させていただいたところでございます。本予算が議決され次第、お認めされ次第、当初予算で計画していたシステム導入に向けた委託の執行、寄自然休養村管理センターへの人員の配置を実施しまして、地域の魅力発信と体制の構築に取り組んでまいります。以上でございます。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。若干、そういう補助制度の採択については、少し遠回りをしたというような面がありますけども、引き続きですね、事業の推進は年度の後半に集中してしまうのかと思いますけども、どうぞよろしく願いをいたします。

次にですね、スポーツツーリズムの推進事業についてです。これは、町内のスポーツ推進を活用して、スポーツ大会やイベントの開催、合宿を誘致することで、地域の活性化につなげてですね、町外、町の外からですね、利用者の増加を図るための事業ですが、新年度に入って5か月が経過をしています。これまですですね、取り組み状況とか、あと今度の予定について伺います。よろしく申し上げます。

教 育 課 長 それでは中津川議員の御質問にお答えをさせていただきます。スポーツツーリズムにつきましては、事業の核となる松田スポーツコミッション、お話でもありましたけれども、令和4年度、令和5年の3月に設立をいたしまして、令和5年度は国の補助金などを活用しながら運営を予定していたところでしたが、残念ながら補助金の獲得には至りませんでした。しかしながら、企業版のふるさと納税を活用させていただき、将来の事業展開に向けた各種実証調査などを実施してきたところでございます。今年度につきましても、国の

補助金獲得を目指していたところですが、残念ながら、やはり獲得には至りませんでしたので、スポーツコミッションにつきましては、町全体に係るものがございますので町費で行いまして、松田町全体の魅力をスポーツツーリズムに生かしていけるような取り組みを考えていきたいというふうに考えております。寄地区におきましては、みやま運動広場やテニスコートなど、近隣のスポーツ団体の利用も期待ができますので、昨年度の調査も踏まえ、観光の担当とも連携しながら滞在型のリピーターを増やすような、リピーターを獲得できるような取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

- 4 番 中 津 川 今伺うと、国の補助金、なかなか獲得できないから、いまだに新年度になっても進んでないよということですけども、昨年、新規事業としてね、スタートして順調に推進されていくのかなというふうに期待してたんですけども、何か、2年目で、何ていうかな、この綱渡り的な事業展開になっているので、ちょっと危機感を感じて今います。スポーツツーリズムの推進というのは、委託事業のソフト面と、あとは、みやまのグラウンドもそうですけども、テニスコートも、施設整備のハード面、これが両輪になって進んでいくものだというふうに、私、考えています。今のところ、何か片輪だけの発車になっていますのでですね、特にソフト面の補助制度の活用についてはですね、課題とかですね、解消されてですね、今後引き続き取り組んでいただければというふうに思います。

次にですね、来年、松田町・寄村合併70周年になります。実は私も来年70周年になるんですが、この記念関係のですね、事業についてですね、進捗状況を伺いたいと思います。記念準備委員会の設置もありますし、記念商品の製作、それから全国松田サミットの開催なども予定されていますので、現時点でのですね、この取り組み状況について、お願いします。

- 参事兼政策推進課長 松田町・寄村合併70周年記念事業ということで、昭和30年の4月1日にですね、松田町と寄村が合併をしております。その中でですね、節目の年となる70周年を令和7年の4月1日に迎えることとなっております。こうした中でですね、町民の皆さんや関係団体等と相互に連携をし、また協力をしながらですね、

町を盛り上げていくため、先ほどの準備委員会をですね、立ち上げ、第1回目の会議を8月の1日に開催をさせていただきました。この準備委員会の委員の皆様につきましては、自治会長連絡協議会から、また商工振興会、観光協会、学校関係者、幼稚園・保育園の関係者、そしてスポーツ協会、文化保護委員会からですね、なっております。15名で、今、構成されている構成委員でございます。

本準備委員会ではですね、この第1回目におきましては、記念事業として、まず、この事業のコンセプトをどういうふうにしようかというような議論で進めているところでございます。また、各委員さんからですね、いろんな提案を頂いているところでもございます。そして今後はですね、連携及び協力先として、各幼稚園、小学校、中学校、また包括連携における高等学校、そして大学、企業等とのイベントの提案を協議していくというふうになっております。

現段階では、実施に伴う事業展開といたしましては、現在進行中として、寄地域での芋焼酎作りが、現在進行中でございます。そして全国松田サミットの開催に向けた準備を、今、進めているところでございます。そしてですね、「松田暮らしのガイド」という冊子がございます。これの発行に向けても現在、執行中でございます。また、プレイベントにおきましては、先ほどのとおりですね、NHKののど自慢が7月の21日に開催され、宝くじ文化公演として「白雪姫」もプレイベントとして8月の18日に開催したところでございます。そのほかですね、ロゴマークの募集、そして記念グッズの作成、そして既存のイベントや事業における冠事業などにおきましても、様々な形で進めていきたいというふうな考えでおります。またですね、ホームページやLINE等を使いまして、イベント等の提案を募集しているところでもございます。広く町民の皆様からでもですね、提案を求めているところで進めているところでございます。

なおですね、この事業のですね、ロゴマーク等の予算につきましては、今回の補正予算において、70周年記念事業に向けた準備委員会経費の予算計上をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。進捗状況については確認をさせていただきました。

さて、来年度のですね、予算編成に向けた考え方についての答弁の中にですね、「寄地区特有の様々な課題の解決に向けて」とありましたが、この寄地区特有の課題とはですね、具体的にどのような課題を特有と位置づけているのか伺います。またですね、その課題をですね、共有して、その対策による負担についてですね、地域住民に御理解頂くとありますけども、この対策による負担の負担って何なんですかね。その辺と2点、お伺いします。お願いします。

参事兼政策推進課長

まず、寄地区の特有の課題ということでございます。今ですね、町として一番の課題である寄幼稚園、小学校の存続のために、子育て世代を含めた人口増加策が一番の課題というふうに町は考えております。人口減少に伴いですね、まず税收等の減による町民サービスの低下を招かないように、まず、町としては様々な事業に今、取り組んでいるところでございます。地域住民の皆様へは、その課題の共有と、その対策における負担については、様々な機会を通してですね、御報告及び御理解を頂くよう取り組んでいる、この負担というところでございます。

そして、寄幼稚園、小学校の存続という課題、またそれに伴ってですね、人口減少における水道料の値上げが必要になることなど、また、買い物をする手段の減少、移動手段のサービスも低下するなど、さらにですね、寄の国保診療所の維持、寄地域からの企業の流出などが想定されるためですね、寄地域の将来を見据えた様々な取り組みに対して、町民の皆様の方々にですね、負担という御理解を頂きたいということで考えているところでございます。

特にですね、独立採算制で行われている事業がございまして。寄の簡易水道事業につきましてもですね、今後10年間を見通してもですね、施設の維持管理経費、また水道事業からの借入れなどがありますので、寄地区住民の皆様への負担にも影響が出てくると考えているところでございます。

このようにですね、課題が解決されない場合には様々なですね、経常的な生活への負担が増えてしまうことや、人や企業も減少し、さらに生活のサービスも低下することが予想されますので、そのためには寄地域における教育環境をはじめ多くの方々が寄地区に来町される環境を整え、そして寄地域を知っても

らって、そこから移住・定住につなげていきたいという支援を引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

町 長 補足しますね。プラス移住と雇用の場がない、少ない。あとは耕作放棄地とかが増えているというような格好で、今の現状だけ見ると、結果的にこれは本当に寄地区の特有の課題かなというふうに、これは我々が勝手に捉えているところもあるかと思えますけれども、これが今の現状だとするならば、これがそういうことかなと。

その中で、今、水道の話もちょっと一部ありましたけどもね、この間、御質問あったように、地震が来たときの耐震化、これはもう待ったなしだというふうに考えていますが、今のままで言うと、水道料金をどうしていこうかというふうなのは、この受益者負担と今、簡単にぱって言って、だって、そんなの町の税金で補えばいいじゃんかって思ってる人がどうもいるっぼいんですよ。この水道料金は、下水道も上水もそうですけども、基本的に利用者が自らの皆さんたちが負担をする、税で賄えるものではないというふうな意識をなかなか理解できてない方々がいらっしゃる。それを割っていったときに、寄の方々に対しては今、1,400名ぐらいの方があそこお住まいで、赤ちゃんも含めてお住まいで、その方々が実際今かかっているお金を皆さん方が割り勘をして、お支払いを割り勘といたしましょうかね、使った量ですけれども、その中でお支払いしているというふうな状況ですので、先ほど1,000万、今年は1,000万借りをしたということで計算すると、約7,000円、年間7,000円、もう負担が始まっちゃっているんですね。それで、この間の質問のように、年間に…10年間で1億8,000万ぐらいかかりますよって話をして、10で割ると1年間、約、平均で1,800万ずつかかるから、足して2,800万なので、それで簡単に割ると、年間、今の水道料プラス2万円、赤ちゃんであっても2万円ずつ増やしていかないと、管の耐震化が図れない。そういった格好でのことでもあります。これは上水も同じことになってきます。特に人が少ないので、そういった面での負担が非常に増えてくる。そこに、その負担をするときに、いや、それはもう負担してくださいよと。これは水道審議会だとかで御参考…お話しいただきながらやって

いくわけなんですけれども、とにかく税金を突っ込みながらやるべきものじゃないので、なるべく我々が税金を突っ込んで例えばやるという話になると、先ほどみたいな施設を造ったりとかと、我々ができる範囲で寄を応援していこうというふうなことになります。それが賄えない場合は、御負担をいただく形になりますけれども、その辺で大丈夫でしょうかということを進めながら各事業もやっていかないと、あれが駄目だ、これが駄目だとかいって、目先のことだけで言われてしまっても、寄地区なくなっちゃう可能性も十分あるんですよ。そこを非常に心配しての答弁をさせていただきました。以上です。

- 4 番 中 津 川 町長まで答弁いただいて、ありがとうございます。確かに人口減少が対策をとらないと公共サービスの提供が困難になるということで、水道事業についてもそうですし、国保についてもやっぱり地域で何か支える仕組みみたいなもの、そういうものを構築しなきゃいけないのかな。そういうことを考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

続きまして、寄地区の活性化委員会の提言がですね、なされていると思いますが、この辺をですね、予算編成にどう反映させるのか伺います。

1つは、寄の地区内外を結ぶ交流拠点、ハブをですね、自然休養村管理センターに置いて、観光的な役割だけではなくてですね、地域住民や子供たちの居場所なるよう配慮してほしいという提言があります。また、寄地区に点在する観光施設についてはですね、利用者のニーズに合ったものにリニューアルする必要がある。これについてはですね、オール松田おもてなし宣言にですね、豊かな美しい自然でおもてなしというのがございます。その中のですね、豊かな美しい自然の中にある公衆トイレ、例えばですね、私の近隣ですけども、ハイカーがよく多く利用するですね、シダンゴ山ハイキングコースにあるですね、トイレについては老朽化が進み、いまだに汲み取り式ということで、臭いの問題もありですね、利用者から、また地元からもですね、水洗トイレへの強い要望があります。

また、大六天など、私も行かせていただいていますけれども、今、仮設のトイレがですね、設置されている状況なので、このおもてなしの観点からもです

ね、改善が必要であると考えますが、この2点について、予算編成の方向性についてお伺いをいたします。

観光経済課長 御指摘のとおり、大寺休憩施設のトイレにつきましては、汲み取り式のものでございます。先月末に大寺の自治会要望も頂いたところでございますので、費用的にどの程度かかるのか。また活用可能な補助制度があるのかどうか。そういったことを調査しまして、予算化に向けて研究してまいりたいと考えております。

また、大六天の仮設トイレにつきましては、もともと水利がない立地であります。町としましては、環境配慮型トイレなどの可能性も含めて検討しているところでございます。様々な点で御協力、御尽力いただいている地域の皆様方にとっても、よりよい施設となるよう、補助金獲得などに向けて町も尽力を尽くしていく所存でございます。以上です。

町長 ハブの話がね、出ました。ハブはもう御存じのとおり、一般的な外からの人たちが来てくれたり、地元の人たちが集えるハブと、ローカルハブという話があるように、地元の人たちだけが友好できるようなローカルハブ。そのローカルハブについては、なるべく、今回で言うと、…各地域ごとに集会施設がありますしね、そういったものを活用してもらったり、今後寄中学校の利活用していただく事業者さんも、少しプラスアルファを考えていただいているので、そういった格好でもやってもらえれば非常にありがたいかなと。

一般的なハブで言うと、今の一つ考え方ですけれども、管理センターを

どうしようかというふうなこともあります。この間も見に行ってはきましたけれども。いきなり新築でお金を何億もかけてやるというようなことはなるべく避けたいかなと。松田町全体の、寄だけじゃないので、全体の予算編成のことを考えるとすると、まずはあそこで余っているというか、あの土地でも、あの建物でも有効利用できてないところがあるので、ニーズはニーズで、しっかりと伺っていくところがありますから、そんな範囲で、可能な限りあそこの改修をするのが望ましいんじゃないかなと、今現時点ではそのように考えているところでございます。

ですので、その辺が今後も当然予算編成するに当たって、ここまでだったらできる。先ほどのスポーツツーリズムもそうですけど、なるべく補助金に頼りながらやってきて、中で町民サービス、ほかの町民サービスを低下させないような格好でこれまできているところもありますから、その辺のバランス並びに地域住民の方々の御理解がないと、なかなか前に進まないだろうなというふうに思っていますので、地元の議員さんたちもよろしく願いいたします。

4 番 中 津 川 御丁寧な説明、ありがとうございます。ちょっと時間が大分進んでいますので、次の質問に行かさせていただきます。

地域でですね、大変関心の高い事業となりましたみやま運動広場の人工芝新設事業について、関連してですね、再質問させていただきます。人工芝のグラウンドはですね、土や天然芝のグラウンドに比べると大変維持管理しやすいということになってはいますが、いろいろとメンテナンスを怠ると、弾力性、芝の弾力性とかね、美観を損ねて、快適なプレー環境が維持できません。そこで人工芝グラウンドの維持管理について伺います。

現在、今、みやま運動広場はですね、指定管理者であるみやまの里がですね、維持管理していますけれども、先ほどの答弁では新たなですね、人工芝に係る維持管理も、みやまの里に行わせるということですが、この人工芝にかかる維持管理費の考え方について伺いをいたします。

観 光 経 済 課 長 先ほどの答弁どおり、日常的な管理である点検や作業につきましては、新たな業務で、業務分でございます。時間単価に日数を掛けて計算しまして、維持管理費と考えておりますが、費用の算出の詳細はまだできておりませんので、今後詰めてまいりまして、お示ししたいと考えております。

4 番 中 津 川 新たな業務としては、清掃はもちろんのことですね、グラウンドを使用した後に局所的にくぼみもできるので、適宜ですね、手作業で充填材とか補修、充填する必要があるというふうに聞いています。人工芝、初めてのことなので、グラウンドの使用の頻度とか、あとは雨、降雨の状況を踏まえてですね、維持管理の実態に応じて町のほうも、単に計算だけじゃなくてね、対応していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次にですね、マイクロプラスチックの流出対策として、グラウンドにフィルターを2か所設置しますけども、フィルターにたまったパイル片とかゴムチップはですね、除去するんですけども、細心の注意を払って除去する必要があると思うんですけども、除去したパイル片やゴムチップはどのように処理するのか伺います。お願いします。

観光経済課長 御承知のとおり、グラウンドの利用頻度や清掃頻度によって変わります。整備した当初は週1回程度の…週1回程度確認いたしまして、また雨天後も確認をいたします。ゴムチップはグラウンドに戻し、それ以外、ちぎれた芝やパイル片は分別できるものはリサイクルといたしまして、分別できないものはごみとして処理をいたす予定でございます。

4 番 中津川 フィルターはですね、段階的に目が細かくなっていきますけれども、目詰まりが発生するとマイクロプラスチックを含んだ水はオーバーフローして、グラウンドの外に流出するおそれがあります。パイル片とかですね、ゴムチップの除去の際にはですね、フィルターの目詰まりの状況もですね、適切に点検をしていただければというふうに思います。

それから、専門業者によるメンテナンスを年2回、総合点検と一緒に併せて実施するということですが、今回完成するとすぐにロウバイまつりの駐車場として活用します。初めての駐車場としての活用なので、ロウバイまつりがですね、終わった直後にですね、総合点検を含めてメンテナンスが必要かなと。総合点検は約1か月、芝の上に車を駐車させたりするので、その状況、要は人工芝に与える影響がどうなのかということ、今回初めてなので、やるべきではないのかなというふうに思っています。

それからですね、みやまの里がですね、維持管理していくんですけども、年2回の専門業者によるメンテナンスを大きな機械を入れてやるんですが、ふだんからね、あの広いグラウンドを適切に、効率よく維持管理するには、小型の人工芝の専用マシン、メンテナンスマシンが必要であると思いますので、その辺についてもですね、購入について検討していただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは次にですね、平成30年度末をもって閉校した旧寄中学校の利活用について伺います。最初ですね、利活用事業者は介護やリハビリテーションサービスの提供、地域住民の交流スペースとして活用するというので、事業展開をされました。私もイベントに参加していたところですけども、大いに先のことを期待していたんですが、2年あまりで撤退になってしまったということで、大変残念に思います。次期の利活用事業者の選定については、最初の選定方式同様ですね、公募型のプロポーザル方式で実施をし、先ほどの答弁にありましたけども、3者応募したけども、3者ともに総合評価値200満点のうちの基準値の120点に達しなかったということで、優先交渉権者は該当なしということで、これは町のホームページに掲載をされています。

これまでの入札方法にね、公募型のプロポーザル方式を採用してきたということは、利活用の基本的な考え方を満足する事業者を選定するに当たり、利活用事業者選定委員会において提案された内容を審査し、優先交渉権者を決定すると、そういう流れの中で、この公募型のプロポになったと思うんですが、今回はですね、一転して条件付一般競争入札により事業者が決定をしました。条件付一般競争入札は何よりも価格を重視した入札であり、今回は利活用事業の内容を確認することなく落札者を利活用事業者として決定をしました。ということで、何点か確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中では、利活用事業者がいないと利活用の提言の考え方が反映できないとか、あとは維持管理費の増大が増える。そんなことから、早期に事業者を決定することが望ましいということで、条件付一般入札に変更したということですけども、選定方法を変更するのであれば、公募型プロポーザル方式で事業者の選定に携わった事業者事業選定委員会の構成員の方、委員の方のほうに意見を伺うべきではなかったのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

参事兼総務課長

ただいまの議員の御質問のほうにお答えします。先ほどのですね、町長の答弁にもございましたが、旧寄中学校のプロポーザルからですね、条件付競争入札に変更した経緯というのはですね、中学、旧寄中学校利活用に関する提言書

の実現とか、ただ、あと寄中学校の維持管理経費の負担が増大することを踏まえまして、早めに、早期に事業者を決めることが望ましいと町のほうで考えております。そういうことで、時間的短縮が図れるですね、条件付一般競争とさせていただいているところでございます。

選定委員さんのほうにそのような話でも意見を聞く機会を設ける必要があったのではないかとということですが、先ほどもお話ししましたように、時間的…委員さんに意見を聞くような開催に伴う、委員開催に伴う時間調整とか時間的のことを考えまして、今回は委員さんには意見を伺っていないような形になっております。以上です。

4 番 中 津 川 時間の問題もあるかもしれませんが、流れとしては意見を伺うべきではなかったのかなというふうに思います。

次ですけれども、この入札方法は寄1番地の町有地売却時もプロポーザルが不成立だったから、条件付の一般入札に変えた実績があるからということですが、町有地の売却と寄中学校の利活用では、対象となる物件や利活用の目的、基本的な目的が違うと思うんですけども、過去の実績があるからといって、この基本的な考え方が違うよりも、今回も同様な一般競争入札、条件付で採用したのか、ちょっとその辺の考え方について伺います。ちょっと先ほどと重複してしまうような答弁になるかもしれませんが。

町 長 時間ない中、すみませんね。私がしゃべったほうが早いと思ったので。まず大前提のところ、我々条件付の一般競争入札する中で、その条件というのは提言書というものを先に書いてあって、この提言をちゃんと守れる方に参加をしてもらおうというのが第1番目です。その後に、参加ができるなら金額入れてくださいねということですから、何も確認をしないで、金額だけで一発で決めたということは、まず違うということだけ、そこの認識で一歩目から多分違うので、多分今の質問が多分きているんじゃないかなって感じがします。

なので、我々としては、その提言書の中で、じゃあ地域の活性化だとか、いろんなことたくさんありますけども、その中での条件を加味しながらやっていける業者さんを探して…探してというか、その業者さんの中でこの金額、我々

が求める金額があったところからちゃんと超えているかどうかというところがあります。なので、町が誘致をする土地の話と、金額の、寄中学校と土地を売買するときのは違うんじゃないかという御質問については、私はそういうふうには当てはまらないというふうに考えます。以上です。

4 番 中津川 ありがとうございます。それでは、あまり時間ないので、ちょっと次に行かさせていただきます。

町有地売却の際の記録を見ますとですね、条件付一般競争入札であったんですが、入札参加者にあらかじめその事業内容を確認させていただいて、町がそれを判断して、入札ができると判断したところには、その事業者に入札を入れてもらったという、何か2段階でやったということが残っているんですけども、今回、この2段階方式でやればですね、事前に事業内容を確認できたのではないのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

町 長 やり方はあるんでしょうけども、ちょっと募集の段階の募集要綱に、しっかりそこは書かせていただいているので、そこも審査しながら最終的にその業者さんにやってもらったという流れです。以上です。

4 番 中津川 札を入れるときには、お金だけですよね。（私語あり）それは条件書が公表されてますので、それは多分どの事業者も見ていると思うんですけども。町とすれば、先に札が入って、お金が決定しちゃうと落札者が決まって、それが事業者になっちゃう。（私語あり）

町 長 そこで落札者は決まります。しかし決定ではございません。その後に契約をして決定になりますから、契約の段階の中でその条件を確認して、あ、こういうふうな、ちゃんと我々の条件に沿った形でやってくれますねというのが分かった上で、最終的に契約をしているということですので、御心配はないと思います。以上です。

4 番 中津川 前回と私、ちょっと比較しただけなので、今、このようなですね、質問なんですけども。町としては入札、それから契約に対する適正化というのは、国のほうからも通知されてると思いますけども、それに沿った形で事業を進められるということで、引き続きですね、最後ちょっとまとめがまとめにくくなっ

やったんですけども、適正なですね、入札、契約の方法、適正化、要はですね、透明性の確保だとか、あとは公正な競争の促進などもありますので、その辺はですね、事業目的に合った入札方法を採用するとかですね、引き続き入札、契約の適正化に努められるようお願いして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。10時40分からの再開といたします。 (10時23分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時40分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般を許します。登壇願います。

5 番 秋 田 谷 それでは、議長のお許しを頂きましたので、質問させていただきます。受付番号第2号、質問議員、第5番 秋田谷光彦。件名、高齢者の終活支援について。

要旨。(1) 少子高齢化及び核家族化の進展に伴い、親が持つ財産等の処分について、生前に対処することが重要と考えますが、相談窓口などの対応や対策についてのお考えは。

(2) 空き家・空き地の発生原因については各種ありますが、相続に起因するものも見受けられます。事案を放置すると、権利関係が複雑になり、土地等が放置され、近隣に迷惑をかけることが心配されます。このような事案の事前予防としての町の対応は。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、秋田谷議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、終活とは、御存じかと思いますが、人生の終わりについて考える活動のことで、具体的な内容は人によって異なります。主に自分の遺産相続、遺品整理の手続に関する情報をまとめたり、自分の人生観や半生をつづったりするのが一般的でございます。今では自身の老後の不安を解消し、生き生き暮らすこと、残された家族の負担を減らすこと、家族間のトラブルを防止するため、による目的達成の手段として取り組まれている状況でもございます。

町では、これまで県行政書士会による終活に関する講話、国のモデル事業に

よる終活講演会兼空き家予防講演会、終活講演会、あしがら成年後見センターによる終活セミナーが行われ、終活イコール空き家予防の位置づけ、エンディングノートの書き方、終活に関する基礎知識の学習など、多くの方々に終活について情報を提供してまいりました。また、現在超高齢化社会が進み、高齢者世帯や独居世帯が増えている状況の中で、昨年12月に松田町社会福祉協議会において町内に住む75歳以上の独居高齢者を対象にアンケートをとったところ、終活について興味はあるものの、子供がいるから終活は必要ないと考えている方が多いことが分かりました。町内の空き家等が増加傾向にある中、子供たちを含めた家族間での意思確認ができていないのではないかとというふうに推測しております。

では、1つ目の御質問にお答えいたします。これまでの状況を鑑み、町では本年度に国の補助金を活用し、松田町社会福祉協議会において終活相談窓口の設置、見守り事業、死後事務委任事業を行うため、（仮称）松田町あんしんセンターを開設を予定しております。終活相談窓口は、常設する予定でございますので、今後広報やホームページをはじめ、地域の茶の間や各種運動教室等を通じて松田町あんしんセンターの事業を含め、周知を行い、御利用されることで、事前の対応により安心して暮らせるよう環境を整えてまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。町ではこれまで、先ほども述べましたとおり、司法書士や終活アドバイザーを招き、町の将来や相続に関する講演、税理士による相続セミナーや個別相談会をこれまで開催し、高齢者への意識づけや情報提供を行ってまいりましたが、空き家の発生が減らないことから、町といたしましても引き続きセミナー等を通じて終活による空き家予防対策や、専門家による財産処分の方法などを提供することで事前の予防策を行い、また、高齢者など財産処分が少しでも必要ではないかと考える方を相談につなぎやすくするため、1点目の御質問に回答したとおり、町社会福祉協議会を含む関係機関と連携しながら、高齢者が安心して暮らせる環境を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番 秋 田 谷 ありがとうございます。先ほどの質問の補足になりますけれども、団塊世

代の私も77歳となりまして、残念ながら終活を考えなければならない年齢になってしまいました。そこで、相続には何の問題もない家族が多いとは思いますが、一方、相続や身の回りの片づけなど、終活に心を痛めておられる高齢者が意外と多くおられます。相続人となる子供たちは、嫁いだり、勤務地が離れているだとか、また同居が嫌だとか、様々な理由で当人たちで住まいを買ったり建ててしまいます。相続財産や遺産が高額であれば権利を抹消しますけれども、比較的少額な土地・家など、また面倒な片づけや小さな相続などはしたがない御時世に今はなっているようでございます。

相続人や子供から、元気なうちに処理方法を考えてほしいと提言されたり、また高齢者当人たちも元気なうちに整理しておきたいと考えておられる高齢者が意外と多くいることも事実でございます。私の住まいの地区でも、四十二、三年前に33戸の戸建てができて、当初は多くの子供たちの声が聞こえ、それなりに賑やかでございました。現在は、児童はおろか未成年の若年層がたった1人しかいないという、そんな状態でございます。権利関係は分かりませんが、空き家状態が6軒ほどあり、今後我が家を含めて続々と空き家候補があり、わずか33軒の地区でさえこのような状態です。この松田町全体の数は相当数あるのではないかと私は考えます。遺産・財産などはプライバシーに関することでございますので、難しい面もありますが、高齢の皆さんは行政などに相談する行動や意欲が比較的鈍って、単純に心配しているのが現状でございます。行政は高齢者世帯や高齢者単身世帯の情報を持っておられると思いますので、行政のほうから相談の方法やアンケートをとるなど、町のほうからアクションを起こしていただきますよう提案をさせていただきます。

私は、ある町民から、私どもには子供がいなくて、相続をしてくれる適当な親族もおらず、自分たちが亡くなれば権利関係も複雑になり、そのまま空き家になり、御近所に御迷惑をおかけしかねないと心配されておりました。当人に今後どうしたいのと聞いたところ、可能なら町に寄附などをして、処理を委ねたいとおっしゃっておりました。

また別の方は、町が関わってくれるのであれば、生前に処理費用を町にでき

ることなら預けてもいいと言っておられる高齢者もおりました。近頃は以前と違い、親たちは子供たちにお墓を守ることや自分たちが亡くなった後の家財処理、少額な相続など子供たちに余計な面倒をかけたくない、そんな考え方に変化してきているような感じがいたします。

この一般質問の文面を作成するときに、担当課に相談しながら説明を受けさせていただきましたが、町また行政は、空き家対策、相続などの終活問題について、いろいろなバックアップなど、先ほども説明ありましたけども、対策を持って用意してあります。町民から求められれば、多くの対策案を用意していることを私は改めて知ることができました。しかし、これらの対策を用意していることを町民に知れ渡っていないことは、とてももったいないなと私は感じました。

終活は高齢者の問題ですので、パソコンなどが苦手な世代です。ホームページ等ではなく、広報を含め、紙・文面で町行政のほうからアクションを起こし、相談受付やアンケートなど発信していただくことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。先ほどの高齢者ということで、やはりパソコン等は難しいということですね、お話がありました。まず、今年度、社協さんのほうでですね、町社協のほうで終活の事業ということを開始いたします。その中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、相談の窓口を設置いたします。その設置に際しましてですね、また広報も含めまして、またもう少し分かりやすく、チラシとかですね、広報とは別にまた分かりやすいような形でですね、書かせていただいて、それを見て、読んでいただいて、また分からないことがあれば役場もしくは社協のほうに相談していただくような形でですね、ちょっと工夫をしたいと考えておりますので、その方法でちょっとやっていきたいと考えております。以上です。

5 番 秋 田 谷 どうもありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

以前、私、テレビ番組で空き家対策と住民増加対策として、町や村が管理している空き家を移住家族に貸与して、10年以上住み続けた際は、その移住家族

に無償で与えるという方策をしておられる町村があるとテレビで見たことがあります。どのような方策で実施されているのかは定かではありませんが、財産権を持っておられる親が元気なうちに、離れて住んでいる子供や相続対象者と事前に遺言書など書面や手続を済ませておけば、空き家の再利用も可能かと考えます。

また、これはかなりの手間暇のかかることですので、また近い将来にはこのような事案で行政や地区住民が苦悩する時期が私は必ず来ることが予想しております。不動産等は取扱許可や資格、免許などが必要だと聞いておりますけれども、行政が直接扱えないのであれば、直属の組織を外部に設置するなど、条例や法律、慣例などを乗り越えた解決方法を皆で考えながら見つけ、対処する時期が既に来ていると私は思うのですが、いかがでございましょう。

福祉課長 御質問にお答えいたします。子供たちの財産がそのままになるとですね、財産を受けずにですね、そのままにしておくと空き家というのが増えまして、最終的には所有者が分からなくなって対応が難しくなるということは、こちらでも承知しております。また、町としてもですね、以前よりセミナーを通じてですね、多くの方法を皆さんにお知らせしておりますし、国のほうでもですね、法のほうを改正させていただいて、所有者の責任を強化するなどですね、行っております。

先ほどお話ありますように、町のほうで直接行政のほうで扱えないということであればということなんですけれども、先ほどもちょっとお伝えしているようにですね、松田町の社協のほうでですね、町の委託ということで終活事業をこれから行う予定でございます。その中で終活の相談窓口を設置しておりますので、まず御質問等、また分からないことがあれば、まずそこに相談をしていただく。そこからのスタートということをお願いできればと考えております。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、空き家につきましてはですね、国の国交省が実施した空き家所有者実態調査がございまして。そちらのほうではですね、空き家取得経緯の半数以上が相続によるものというふうになっております。また、空き家・空き地のもので、発生要因についても、相続に起因するものも多

く見られ、先ほどの権利関係が複雑になりですね、放置され、近隣に御迷惑をかけるというようなところにもつながっているというところがございます。

この空き家等になる主な要因、課題については、先ほどのとおり、高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できないというのがまず1つあります。また、活用や除去の意向が全くないよというようなものもあります。そして、先ほどの情報・知識不足というのもございます。また、その空き家をどうしていいのかな、改修して、あるいは解体して更地にしたいなというような費用の負担ができないというようなことも伺っておりますので、それらの課題解決に向けてですね、町としても今できることといたしましては、先ほどの福祉課長が言ったとおり、家族で老後に備えて生前に相続対策として遺言書の作成の書き方とか、家財道具の処理とか、そういうものを終活支援で専門的な窓口で相談をしていただきたいというようなのがまず一つ大切だというふうにもございます。

またですね、今年の4月1日より、相続登記の申請の義務化というのがスタートしております。これはですね、国のほうが相続に起因する空き家等を減らす対策として法を定めたものがございます。

こうした状況を鑑みですね、松田町といたしましては、まず固定資産税の賦課通知の中にですね、相続と…紙ですけれども、相続登記の義務化についてのチラシの啓発を行っております。またですね、令和5年度より、この空き家の活用に向けた改修・解体の助成制度なども一緒に入れて、こういう制度がありますよということで周知をしておるところでございます。

それと並行にですね、令和3年度にですね、空き家等の相談窓口の一本化を図ることから、町においても移住相談所というのを町に設置しております。これはですね、官民連携による相続登記や様々なアドバイスをしようというところで設置して、不動産関係者、司法書士等を入れながらですね、取り組んでいる窓口もございます。こうしたものをですね、徹底的に周知をして、情報提供をしていきたいというふうに考えてございます。

さらにですね、官民連携事業といたしまして、本年度よりですね、相続登記

や遺品整理、無償譲渡などの空き家アドバイザーによる無料の相談窓口として、民間なんですけれども、アキソルというところを紹介をしているところでもございます。ここはですね、先ほどの先進事例なんかにおきまして譲渡、無償譲渡でした場合に、そういうものにつなげていくというような事業者さんでもございますので、そういう窓口を使って相談をするということもできる形になっております。

また、今回、神奈川の住まいづくり協会というところがございます。そこで空き家等の所有者向けの相談会は随時行っておりますが、9月の30日に松田町におきまして、空き家出張セミナー及び相談会が実施されます。こちらのほうは今、広報だけですけれども、周知をしているところでございます。こうしたことから、引き続きですね、空き家におきまして個人の所有でございまして、町としても積極的に寄附を受け入れるという制度は、なかなかどの市町村もやっていない状況もあります。が、やっぱり有効活用して町もですね、その財産を、例えば防災拠点にしたりとか、跡地を。そういうふうな目的が定まって、どうしても相談をしながらですね、寄附をしたいということがあれば相談によっての対応というふうになるかと思えます。なので、引き続きですね、空き家をですね、町の財産、有効な定住・移住に向けた財産となりますので、その辺を含めて対応していきたいというふうに今、考えております。以上です。

5 番 秋 田 谷 どうも丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。今後ともまた終活について、よろしく対処していただきますようお願いいたしまして、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。

 受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

1 2 番 寺 嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第3号、12番 寺嶋正。件名、新型コロナウイルス感染症予防接種について。

 要旨。10月1日以降始まる高齢者等に対する新型コロナウイルス感染症予防接種は、無料ではないと伺っています。町は接種費用の一部を補助し、負担軽減を図るお考えをお聞かせください。

なお、新型コロナワクチン接種の概要についてもお伺いいたします。よろしくお願ひします。

町 長 寺嶋議員の御質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に日本国内で第1号の患者が確認された後、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となり、約3年半もの間、本町においても未知なるウイルスに対し、緊急事態宣言の対応をはじめ感染の拡大を防ぐための対策を重点的に全力で取り組んでまいりました。

その間、感染症の感染・発生・重症化予防を目的に開発されたワクチンは、令和3年2月より予防接種法に基づき、特例臨時接種として令和6年3月末まで全ての方が自己負担なし、全てが公費負担ということにて予防接種が実施されました。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、当初は新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当でございましたが、令和5年5月5日から5類感染症となり、5類感染症は予防接種法のB類疾病に該当し、ワクチン接種は定期接種として実施することになりました。

本年10月1日以降に始まる高齢者等に関する新型コロナウイルス感染症予防接種は、定期接種化となり、接種対象者は65歳以上の方と60歳以上65歳未満の方で心臓、肝臓もしくは呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方が対象となることが厚生労働省から示されたため、町では本年10月1日より接種が開始できるよう、医師会との調整、準備を進めているところでございますが、インフルエンザと同様、自己負担が発生することになるため、町でも接種費用の一部を助成させていただくよう考えております。

現在のところ、インフルエンザ予防接種につきましては、町が4,000円ほど補助しており、御本人負担は1,500円となっております。新型コロナウイルス予防接種につきましては、国からまだ正式に示されておりませんが、金額は7,000円となる見込みでございますので、町が4,500円を補助し、2,500円を接種者から御負担いただくことを予定しております。

新型コロナウイルス感染症予防接種は、個人の発症や重度化を予防する目的

で実施されるため、希望される町民の負担軽減につながるよう対応してまいります。以上でございます。

1 2 番 寺 嶋 それでは、再質問を行わせていただきます。まずですね、御丁寧な回答ありがとうございました。本年10月1日より接種が開始できるよう、医師会との調整、準備を進めているということでございますが、コロナのワクチン接種予防の実施時期ですけれども、町としては10月1日を起点とした場合、この期間としてどの…いつまでということに定めるつもりでしょうか。その辺からお伺いいたします。

子育て健康課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。10月1日から定期予防接種を開始できるよう、ただいま医師会と調整しております、準備を進めているところでございます。期間といたしましては、高齢者インフルエンザと同様ですね、令和7年2月の28日までを予定しております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 それでは次にですね、新型コロナウイルス予防接種の自己負担として、接種者から2,500円を頂くということですが、このコロナワクチン接種費用ですが、当然国とかの補助もあると思うんですが、財源等について、分かりましたらお知らせ…お伺いいたします。

子育て健康課長 ワクチン接種の費用といたしましては、現在の見込みで1万5,300円となっております。そのうちの国からの助成が8,300円ございまして、残り7,000円となるわけなんです、その7,000円のうちですね、2,500円を接種者から御負担いただくという予定しております。交付税としてですね、1人当たり約2,100円の交付税の措置がされるということに予定しております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 次に、この接種は自己負担2,500円ということなんです、これは医療機関によって異なるということはないでしょうか。その辺についてお伺いいたします。

あとはですね、参考にですね、近隣市町では、もし公表できればね、どのくらいになっているのかなということもね、併せてお伺いをいたします。

子育て健康課長 今回実施いたします高齢者等新型コロナのワクチン接種、定期予防接種の対象者につきましては、どこの医療機関でも接種者の負担は2,500円ということで、一律でございます。

あとですね、近隣の市町の状況でございます。こちらのほうはですね、まだ金額がその町ごとにまだ未確定の部分がありますため、個別にですね、どこが幾らというのはちょっとお答えできませんけれども、状況といたしましては2,000円から3,500円を設定するという予定という話は伺っております。以上です。

12番 寺 嶋 それでは次にですね、当然ですけれども、低所得者、住民税非課税世帯あるいは生活保護者等は、自己負担はこれ免除になるのでしょうか。その辺をね、無料ということにならないのか、その辺をお伺いします。

それとですね、この対象者以外、65歳以上と、それから疾病のある方ね、対象者以外ですけれども、基礎疾患のある方以外の一般に対象者、対象外の人が接種を希望するという場合はね、じゃあ全額自己負担になるのか、あるいは一部免除されるのか、その辺のことについてお伺いをいたします。

子育て健康課長 まず1点目の低所得者の方、それと生活保護の方につきましては、こちらのほうはですね、無料でワクチン接種が可能となります。

それと、定期予防接種の対象者以外の方につきましては、任意予防接種となるわけなんですけど、こちらの方につきましては、全て自己負担での接種となります。以上です。

12番 寺 嶋 その辺は分かりました。それでは次にですね、指定…予防接種の場所としては、町内の医療機関に一応指定になるのかね、接種場所として指定…町内の指定医療機関はどこになりますか。町外でもね、ワクチン接種はできると思うんですけども、町内の医療機関についてお伺いをいたします。

その際ですね、医療機関に、じゃあ接種の方法としてね、直接連絡して予約する方法になるのかね、あるいは町から何かお知らせが来るのか、その辺についてお伺いをいたします。

子育て健康課長 ただいまの質問にお答えいたします。予定されている医療機関につきましては、足柄上医師会、それと小田原医師会の医療機関をですね、今、医療機関にですね、接種できますかということで確認中でございます。確認が取ればですね、契約をしまして、足柄上医師会、それから小田原医師会の医療機関とが

対象となります。町内の医療機関も当然全ての医療機関が対象となります。申込みにつきましては、御自身で各医療機関にですね、直接申込みをしていただいて、接種手続をしてもらう方法を予定しております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 では次に、今まで臨時、特例接種ということで、国のほうがワクチンをね、一応供給、用意していたんですが、今回から定期接種予防となりますと、コロナワクチンの安定供給や流通、自治体や医療機関におけるワクチンの調達は、10月1日からね、始めるということなので、その辺のほうはね、大丈夫なんでしょうか。お伺いをいたします。

子育て健康課長 以前ですね、コロナ接種のワクチンと同様ですね、同じような調達方法で問題なく調達はする予定となっております。

1 2 番 寺 嶋 よろしくお伺いいたします。前、医療機関ということで、当然町の医療機関、町内ですと寄診療所も入ると思うんですけども、このワクチンの保存はね、しっかりね、保存をね、管理を徹底してね、いただきたいと思います。そういう保存条件がね、ちゃんとあると思うんですけども、その辺はね、しっかりしていただきたいと思います。

それではね、あとは最後になるんですけども、今回は新型コロナワクチンの接種がね、定期接種ということで、新型コロナウイルス感染症予防接種は個人の発病や重症化を防止する目的で実施すると思うんですけども、そうした場合、今回からね、接種券というのを発行されないと思うので、この予防接種の周知方法についてお伺いします。広報とかいろんな媒体でね、やっぱり知らせて、本当に健康に気をつける、そういうことを加味してね、含めて、その周知方法についてお伺いをいたします。

子育て健康課長 議員のおっしゃるとおりですね、今回のこの接種につきましては、B類の接種、定期接種となりまして、あくまで重症化を予防とする接種でございます。そのため、周知方法といたしましては、町の広報、それから町ホームページ、またSNS等を活用した周知を図ることを予定しております。以上です。

1 2 番 寺 嶋 私の質問は以上であります。終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を終わりにします。

暫時休憩といたします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時より再開いたします。(11時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)
引き続き一般質問を行います。

子育て健康課長 先ほど寺嶋議員から御質問のありました低所得者及び生活保護の方に対する自己負担の件でですね、訂正がありますので、修正をお願いいたします。今回のコロナにつきましては、通常のインフルエンザと同じ考え方でありまして、生活保護の方のみが自己負担が免除となりますので、修正をお願いいたします。

それとあともう1点なんですが、ワクチンの調達方法なんですが、以前と同じというふうにお答えしましたが、今回のワクチンについては、ワクチンを各医療機関が直接ですね、購入しまして、調達しまして、通常の、こちらも通常のインフルエンザと同じ考え方でワクチンの調達をしますので、各医療機関のほうで調達となりますので、この2点について、すみません、訂正をお願いいたします。

議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、認知症対策と防災・減災対策について。

要旨。(1)2024年1月1日、認知症の方が尊厳を保持しながら、希望を持って暮らせるよう、国と自治体が連携施策に取り組むことを規定した認知症基本法が施行されました。そこで、相手に大切に思っている気持ちを伝える介護の技法のユマニチュードを推進していくお考えはありますか。

(2)東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、2014年4月に地区防災計画が導入され10年が経過しました。地域の特性に応じて地区の活動について、柔軟に規定でき、災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担う地区防災計画が必要となります。そこで、本町の地区防災計画の策定状況と取組についてお伺いします。お願いいたします。

町

長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

ユマニチュードの推進については、御提案でいただきましたが、結論から申し上げますと推進するようにいたします。

さて、それですと、ユマニチュードとは、人間らしさを取り戻すことを意味するフランス語で、フランス発祥の認知症のケア技法のことです。人間らしさと優しさに基づいた認知症ケアを表現する言葉として、日本でも注目を集め、2014年頃から普及啓発活動が始まり、広がりを見せています。また、ユマニチュードという技法は、ケアする人が様々なアプローチの中で、あなたが大切と相手に伝え続け、相手を尊重し、寄り添うことでケアされる人も尊重されることを感じるため、ケアを受入れやすくなることが知られております。

例えば、認知症の方が暴力的になったり、介護を敵視するのは、心の中に大きな不安を抱いているからと言われております。相手の目をしっかり見てケアしたり、優しい声かけをすることで、認知症の人の不安感を和らげ、暴力や暴言を減らすことができ、認知症初期・中期の時期では周辺症状を抑える効果があるとも言われております。

ユマニチュード技法によるケアの推進における具体策でございますが、現在、家庭で介護を行っている方を対象とした場合、当町において当該技法を推進するため、まずは家族、介護教室や出前型介護予防室などを通じて紹介し、介護者のケアの選択肢の一つとして広く周知するとともに、研修についても周知状況に応じて対応してまいります。

また、町では認知症の方を含めた町民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、お互いに個性と人格を尊重し、支え合いながら、希望と優しさを持って生まれ育った松田町で共に暮らすことができる共生社会の実現に向け、真心をもって推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目にお答えをさせていただきます。地区防災計画は、東日本大震災の行政機関のそのものが機能を損失し、公助が機能しなかった教訓を受け、平成26年に国が地域の共助の計画である地区防災計画制度を創設いたしました。公助の計画である町の地域防災計画は、国の災害対策基本法に基づき定められ

た内容について、昭和38年より改定し、必要に応じて改定していますが、地区防災計画は地域コミュニティーである自主防災組織などが策定し、その内容を町が認証をすることで、地域防災計画の一部として規定するものでございます。

その地区防災計画の内容は、地区内の居住者の総合支援、一時避難所への誘導など、住民がお互いに支援し合う共助の活動内容など必要なものを自由に記載できるのが特徴でございます。

町では、令和2年度より地区防災計画の位置づけや内容を各自治会へ説明してまいりましたが、自主防災会からマニュアル化してほしいという要望があり、令和3年6月に地区防災計画策定マニュアルを策定し、自主防災会へ地域防災計画の内容について周知いたしました。

令和6年3月には、より計画を簡単に策定できるよう、地区防災計画策定マニュアル簡易版を策定し、周知しているところでもございます。

現在までの状況を申しますと、地区防災計画を策定されている自主防災会は5団体、策定途中が3団体、これから策定予定と伺っているのが6団体となっておりますので、残り12団体につきましては、既に策定されている団体を参考にするなど、町でも支援してまいりたいと考えております。

地区防災計画は、災害対策基本法に地区住民等は協働して市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができるものであって、必ず必要な計画ではなく、作成義務もありませんが、その計画策定を通じて地域の防災意識の向上につながるとともに、地区内の経験や知識をデータ化、次世代へつなげる効果があります。また、平時に防災マップ、避難路の確認、要配慮の保護、安否確認の要領など、被害を軽減させる減災の効果も高く、災害時の現場の動きを具体的に整理させることで、住民等が助かる仕組みの実効性が高まるものと考えております。

今後も令和6年度から実施している防災リーダーの育成を通じ、地区防災計画の策定要領を理解していただくなど、引き続き自主防災会への計画策定の普及と支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 再質問に移らせていただきたいと思います。その前に、今月の「広報まつ

だ」の町長のコラム「まつだるま」に8月9日、松田町で発生した震度5弱の地震の職員の方の対応の様子が寄稿されていて、頼りになる公助とたたえられていました。先日の台風でも職員の方の町民の命と財産を守るための対応に大変感謝いたします。ありがとうございます。

1項目めの再質問をさせていただきます。9月はと認知症を知る月間です。国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害すなわちMCI高齢者数が約612万人に上ることが推計されていて、高齢化が進む本町にとって、認知症対策の取組は大きな課題です。

特に町は認知症の方や、その家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができることを目的として、今年1月、認知症基本法が施行されました。その中に、市町村の責務として、認知症の方や御家族等の意見を聞き、認知症施策推進計画を策定することが努力義務となっています。

そこで、本町の認知症施策推進計画の策定の対応についてのお考えを伺います。

福 祉 課 長 ありがとうございます。御質問にお答えいたします。今後策定されます国やですね、神奈川県計画をですね、基づきまして、整合性も含めた中でですね、十分検討してまいりたいと思います。また、策定する際にはですね、先ほど南雲議員もおっしゃられたように、認知症の方ですね、御家族とか御本人の意見を十分踏まえ、反映した中でですね、計画を策定していきたいと思っておりますので、その際には十分意見を反映したものを作りたいと考えております。

10番 南 雲 よろしくお願ひいたします。認知症基本法の基本的施策に、認知症予防等として、早期発見・早期診断及び早期対応の推進のための施策が挙げられています。松田町第6次総合計画後期まちづくりアクションプログラムの認知症高齢者支援対策の取組として、認知症初期集中支援の体制整備と推進とあります。そこで、支援の推進としてどのように取り組まれてきたか、また取り組まれて

いくのか伺います。

福祉課長 御質問にお答えいたします。これまでですね、地域のほうから頂いた情報をもとにですね、アセスメントを行いですね、御本人に…御本人や御家族の御意見を伺いながらですね、適切な医療や介護サービスにつなげてまいりました。また、御家族のですね、負担を減らすための初期支援という形で取り組んでまいりました。また、身体…ケア、また生活環境の改善についてもですね、支援をしてまいりました。今後につきましてもですね、同様の支援は行いつつですね、御本人であったりとか御家族がこのまま自立した生活を送れるようですね、町としても適切な支援を進めていきたいと考えております。

10番南雲 また、初期の対策として、本町では認知症初期支援チームの取組を神奈川県の中でも先進的に行われてきました。本町の認知症初期集中支援チームの取組がここ5年間で何件あったか、取組がどのように行われてきたか、また今後どのように取り組まれるのか伺います。

福祉課長 お答えいたします。まず最初に、活動の件数でございます。過去5年ということで、令和元年から令和5年までの間ということで、27ケースございました。令和5年度につきましては、件数というのはいりません。また、今後の対応ということでございますけれども、先ほどの取組にもお話ししましたとおり、やはり御本人の状態に適した介護サービスの導入であったりとか、医療の導入というのは大変必要なものであると考えます。また、当然御家族に対してもですね、負担にならないような支援をですね、町でもやっていきたいと考えておりますので、それを引き続き取り組んでいきたいと思っております。

10番南雲 国の2040年の推計では、認知症高齢者より軽度認知障害、すなわちMC I 高齢者が上回っていて、初期の段階の対応が重要となります。御家族が初期の段階で気がついて、どこに相談していいかわからず、認知症の症状が進んでしまってから相談されるケースが多いと言われております。

そこで、町民に認知症初期集中支援チームの取組や早期発見の重要性を伝えていくことが大事だと思います。MC I 段階での取組は、コスト面からも取り組むべき理由があり、実証事業として取組を実施した自治体では、MC I 段階

で取組を進めたほうが将来かかるコストが下げられたといえます。横浜市立大学保健管理センターセンター長教授の小田原俊成氏は、認知症原因疾患として一番多いのがアルツハイマー型認知症で、ゆっくり進行するため、MCIの時期があり、早期発見・治療が可能で、治療薬を使用できると言われています。このような周知が重要だと思いますが、お考えを伺います。

福祉課長 御質問にお答えいたします。先ほどお話ありました軽度認知症障害につきましてですけれども、早期発見・早期治療によりですね、認知症の移行をですね、予防したり遅延したりするということが話はお伺いしております。また、それがですね、医療費の削減につながるということは非常に大切なことであると考えております。

また、今後ですね、介護を利用する方というのが増えてきて、また介護者の不足というのが今後出てくると思われまします。特に2025年度におかれましては、約245万人のですね、介護に携わる方がいないという状況も国の調査で出ております。そして、そのため、やはりMCIの早期発見・早期治療につきましては、認知症を抑えることができるものであり、そうすることで介護者の負担ですね、負担も減らすこともできますし、その介護者の人材不足の解消にも期待できると思っておりますので、こちらについては有効な方法だと考えております。

10番南雲 初期の対応、よろしく願いいたします。認知症基本法では、認知症の人も家族も安全に、安心して暮らせる地域の構築への取組が挙げられています。そのための効果的な取組の一つとして、ユマニチュードのケア技法があります。ユマニチュードは、単に介護するのではなく、人間らしさを尊重することを重視しています。手法としては、見る、話す、触れる、立つことの4つを柱に、その人らしさを取り戻す優しい認知症ケアとして注目されています。

この見るという点で言いますと、介護される方に視線を合わせて話すことを重視します。基本は、水平な高さで、近い距離で、長い時間、相手を見るのですが、見方にも3つのポイントがあります。1つ目は、同じ視線で見ること、相手を平等な存在として見ていると伝えます。2つ目は、近くから見ることで優しさや親密さを伝えます。3つ目は、正面から見ることで正直さ、信頼感を

伝えます。話すという点では、低めのトーンで、穏やかに、ゆっくりと、抑揚をつけ、前向きな言葉で話します。触れるという点では、つかまず、下から支えて、触れている面積をできるだけ広くします。立つという点では、1日に合計20分間立つことができれば、寝た切りの予防になります。

このような点を意識することで、認知症の方と良好な関係を構築することができるとされています。ユマニチュードを推進していき、周知状況に応じて研修を対応すると、前向きな御答弁を頂きました。推進するに当たって、次のようなツールがあります。NHK厚生文化事業団でDVD3巻セットを無料貸出しされています。第1巻はユマニチュードを初めて学ぶ人の入門編、第2巻は家庭でユマニチュードを実践してみたいという人のために、第3巻は地域の介護力を上げるためにユマニチュードの普及に乗り出した福岡市の取組や自宅での介護に取り入れている家族の実践の紹介の3巻です。町民の方にユマニチュードの周知のためにDVD3巻セットを活用し、視聴していただけたらと思いますが、お考えを伺います。

福祉課長 ありがとうございます。御質問にお答えいたします。福祉課としてまず最初にですね、認知症のサポーターの研修やですね、認知症カフェのほうでボランティアで働いている方がいらっしゃいます。そういう方ですね、まず新しい一つの技法ということで、一つケアの方法ということでですね、こちらの技法をですね、お伝え、御周知させていただいて、これを、ここからですね、広げていければというふうに考えておりますので、まずはそこからスタートしていきたいと考えております。

10番南雲 今、ボランティアで活動されている方ということで御答弁頂きましたが、例えば防災講座などの他の部局と連携し、横展開をして行うお考えとかはございますでしょうか。

福祉課長 御質問にお答えいたします。他課との連携ということですがけれども、先ほど防災という話もありました。こちらにつきましては、ちょっと担当のほうとですね、連携を…相談させていただいてですね、どういった形でできるか、検討してまいりたいと思います。何かしらの方法でできればということ考えてお

ります。

10番 南 雲 ぜひよろしく願いいたします。やはりいろいろなことを、いろんな横展開をしていただくと、いろいろ機会が増えると思いますので、お願いいたします。

私もユマニチュードの動画を視聴しましたが、魔法の技法と言われていますが、そのとおりだと思いました。動画の内容を紹介させていただきます。御答弁にもありましたが、介護している方が一生懸命にケアしても、認知症の方が暴力的になったり、介護者が暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒らげていた90代の男性に対して、看護師の方がユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せず、大きく口を開けて口腔ケアを受け入れ、笑顔まで見せていました。これを実現するのに必要な時間は、たったの数秒でした。福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、2018年度には市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座など本格的に展開しました。対象は、家族介護者や小・中学校の児童・生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声を受け、福岡市では今年4月からユマニチュード推進部を新たに設置されました。

ここで、小・中学校の児童・生徒対象の講座が開催されたとありました。児童・生徒がユマニチュードの技法を学ぶことで、御家庭の認知症の方への接し方も変わり、お友達の接し方にも有効だと言われていています。本町でも小・中学校で児童・生徒にユマニチュードの講座を開催していったらと思いますが、お考えを伺います。

教 育 課 長 ユマニチュードを学校の中で講座等、授業等ですね、取り入れたらどうかという御質問かと思います。ユマニチュードの理念を4つの柱と5つのステップというものを経て、良好な人間関係を構築していくものであるというふうに理解をしております。コミュニケーション能力などの向上にも役立つものと捉え

ておりますので、また相手を敬うであるとか、尊厳とか、権利とか、そういったものの考え方にもつながる、学校教育で育まれるべき能力と共通するものであるというふうにも考えております。現在、例えば中学校の総合的な学習の時間の中で、車椅子体験であるとか妊婦体験などの実践的な学びである社会福祉体験と言われるものがございます。そういったものを通じて、現在のところユマニチュードと同様の学びが得られているというふうにも考えておりますが、さらにそのツールとして、DVD等があるということでもございましたので、そこら辺は福祉課と連携をして、今後考えていく必要があるのかなと思います。現段階においては、学校においては全ての教育課程を通じて、ユマニチュードと同様の理念というものを児童・生徒に伝えていく必要があるというふうに捉えて、取り組んでいくというふうに捉えております。以上でございます。

10番 南 雲 既にその理念というものが一致しているということで、DVDとかを活用されるということで御答弁頂きました。ありがとうございます。町民の多くの方にユマニチュードの技法が伝わることを要望して、次の2項目めの再質問に移らせていただきます。

町屋にお住まいの方から、台風で川音川が増水して避難するとき、避難場所が松田中学校になっているけど、危険で文久橋が渡れない。どうしたらいいのかとの相談を受けたことがありました。また、以前、町民の方に防災アンケートをとらせていただいたことがありましたが、多くの方が避難所と広域避難場所の違いが理解されていませんでした。2018年7月に起きた西日本豪雨で甚大な被害が出た倉敷市真備町では、浸水地域が市が作成した洪水土砂災害ハザードマップの規定とほぼ重なっていました。改めてハザードマップの重要性が認識され、一般質問で本町のハザードマップの説明会を提案させていただきました。町では町立体育館で町全体のハザードマップの説明会を開催しましたが、多くの参加者はありませんでした。地域で異なる避難方法の周知の重要性を感じます。

町では、令和2年度より地区防災計画の位置づけや内容を各自主防災会へ説明し、自主防災会からマニュアル化してほしい要望があり、令和3年6月に地

区防災計画作成マニュアルを策定し、自主防災会へ地域防災計画の内容について周知され、令和6年3月にはより計画を簡単に作成できるように、地区防災計画作成マニュアル簡易版を策定し、周知してこられ、力を入れて取り組んでこられています。

松田町第6次総合計画の後期まちづくりアクションプログラムに、現状として自主防災会については地区防災計画を作成中です。町は地区防災計画の作成を支援しております。この支援というのは、実際に地区防災計画作成マニュアルの簡易版や、既に策定されている団体を参考に支援すると御答弁にありましたが、具体的にはどのような支援が行われているのか伺います。

安全防災担当室長 質問にお答えします。基本的に今の発言とかぶるとは思うんですけども、まず作成マニュアルを作るということが支援で一番大切かなと最初思ったことです。なかなかマニュアルっていろんな種類があって、なかなかいいものが作れないんですけども、その中で、途中でありましたもっと簡単にして作りやすくというところ、この6年の3月に作ったんですけども、やっぱりいかにまず作りやすくする。そのためにそういったものをほかの自治体等から話を聞いて作っていくというのが一つ大きな支援になるのかなと思っています。

あと、本年度からの自主防災リーダーの育成というのを実施、また開始しているんですけども、その中で最終的には地区防災計画の作成というのをやっていただくかなと考えています。それは今年度それをやらせようという話ではないんですけども、来年度、長期的な計画をもってその作成する人及び講師の方も来ていただいているんですけども、そういったところで今後、地区防災計画というものの啓蒙のところと、具体的な作成、こういったところを進めていきたいと考えています。以上です。

10番 南 雲 これからの計画もあるということで伺いました。現在まで、地区防災計画が作成された自主防災会は26団体中5団体で、策定中、策定予定が9団体、12団体が策定されていないとの御答弁でした。地区防災計画が策定できていない自主防災会においては、どのような原因があると認識しているのか伺います。

安全防災担当室長 原因といたしまして、まず1つは、必要性を感じてないというのがあると思

います。もう一つは、物理的な問題、この2つを考えています。必要性というのは、まず今までなかったものを何で作らねばならないというのが1つあるし、本来計画って、やっぱり町とか行政がやってきたものですから、そこを自主防災会で作るのかというのもあると思います。また、じゃあその地区防災計画を作らなければならないほどの災害が来るのか。こういったのもあると思います。こういった本当に作る必要性があるのかないのかというのは、正直あるところかなと思っています。

もう一つの物理的な問題というの、じゃあその自主防災会にそういったものを作れるような人材がいるのか。やはり計画というものを作るというのは、多少技術的な面もいるだろうし、手で書けばいいよと簡単には言いますが、それを分かりやすく、かつ多く配分するところを考えると、物理的な教官あるいは講師というのが必要なのかな。また、費用というのも多分かかると思う。それを作って、その地区内に配分するというのは、やはり費用的な問題がかかってくる。そしてまた時間が、そんな時間が取れるのか。そうすると、やっぱり今、リーダー教育の中でやろうとしていますけれども、なるべくその日に教育をして、時間を確保する。こういったような問題点から、なかなか簡単には進まない。このように考えています。以上です。

10番 南 雲 やはり災害が、そんな災害が起きてくるのかというのは、目先のスーパーがないとか、そういうことには町民の方はすぐ問題提起されますけれども、やはり災害というのはちょっとすぐ忘れさせられちゃうというのが、やはり問題かなというふうにも感じますし、費用がかかるという面では、また御検討していただきたいとも思いますし、必要性がね、今までなかったからということは、やはり防災リーダーの育成のときにしっかりお伝えしていただけたらと思います。

御答弁にありましたように、地区防災計画は自主防災組織等が策定し、町が認証し、地区防災計画の一部として規定されます。全国で地区防災計画のうち地域防災計画に規定されたのは2023年4月時点で43都道府県、216市町村の2,428地区でした。2022年度の1年間では、新たに367地区が増えました。注目

したいのは、計画策定のきっかけで、新たに増えた367地区のうち居住者が自発的に作成を始めたケースが25.8%だったのに対し、行政の働きかけが契機になったのは67.3%もあったことです。内閣府は、計画策定地区のさらなる増加には行政による後押しが重要だとされていて、私がかつて防災の講習を受けたときの東大の教授の講師の方も、行政の後押しがとても大事になるとおっしゃっていました。

地区防災計画の作成は大変な作業ですが、町民の命を守るために非常に大事なことで、作成を進めなくてはならないと思います。既に策定されている団体を参考に、共有できる部分を例として分かりやすくするなどして、地区防災計画作成マニュアル簡易版に手を加え、より具体的に策定しやすくしていくお考えというのはございませんでしょうか。

安全防災担当室長 質問にお答えします。もともと最初のマニュアルを作った中でも、中に書いてあるんですけども、ワーキンググループをつくって職員が入っていきますと書いております。もともと、じゃあ全部、それぞれの地区で作りなさいと言っている計画ではありません。そもそもが。やはり町で統制する大きな例えば一時避難所と、それぞれの地区で設定する小さな一時避難場所、そういったものをつなぐ関係もありますから、作成の段階で行政のほうと調整をしながら作るというのは、この計画の根底にある部分です。したがって、行政がきっかけになって作ったと、町が自発的に作って、行政が主導したほうが進んだと言いますが、基本的には皆、行政が入っているとは思いますが。その中で、どのくらいこの支援の度があるかという違いはあると思うんですけども、あくまでそのボトムアップの計画が地区防災計画ですとうたっている部分はあるんですけども、あくまでその地域防災計画の一角と位置づける関係上、その調整は切り離せないところで、その地区防災計画作成のときに行政のほうと一緒に作っていくというのは、今後も続けていきます。もちろん。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。力強い御支援を頂けるということで、承知いたしました。

2019年に地区防災計画制度ができて10年になりますが、その間、今年の元旦

の能登半島地震をはじめ、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨など多くの災害が起きましたが、地区防災計画が活用されてこのような地区で被害を最小限に食い止めることができ、力を合わせ復旧・復興に取り組みました。このように、地区防災計画が活用され、災害に役立てることを目標にしたいと思われませんが、地区防災計画を作ることに満足してしまい、住民への浸透が十分にされず、実効性が二の次になってしまうケースが多いと言われています。そのため、様々な発生の場所や発生の時間帯などを想定して、繰り返し地区防災計画を活用して防災教育や訓練を行う必要があると考えます。

能登半島地震では津波被害があった石川県珠洲市三崎町にある寺家地区では、ふだんの地域のつながりの中で、防災教育や訓練が行われていました。地震発生からすぐに住民全員が高台にある集会所へ避難することができました。それは、「何かあったら集会所」を従前から合い言葉にしていたからです。日頃から食事会やカラオケ大会といった活動を集会所で開いていて、年に1回は避難訓練を行い、住民が災害時取るべき行動を共有していたといいます。避難する先を行きなれた場所にしていくことが重要な点だとも言われています。

ほかにも、家屋の倒壊が相次いだ能登町の鶴川地区では、地域の祭りの運営が住民のつながりのベースになっていて、迅速な安否確認や倒壊家屋からの救出、円滑な避難所運営などに日頃の地域住民のつながりが反映されていました。

町では地域の茶の間活動や体操教室など日頃から地域でつながりのある自治会単位で行われている活動の場で、地区防災計画を活用して定期的に防災教育や訓練を行い、実効性のある地区防災計画にしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長

御意見ありがとうございます。もう一度地区防災計画の最大の特徴を申し上げますと、今あったように最初小糸川の、小糸川市の火事があったと思うんですけども、あれで死者でゼロだったというのがあります。あのときに地区防災計画で今作ったほうが良いと言われているマップがありまして、あれによって避難が迅速にできたと言われています。津波で復旧しているのも、そういうところに原因があるんです。そういったことを考えると、地区の地図の中に具体的

な一時避難場所があって、避難経路が示されていて、何かあったとき、すぐこのように行く。このようにそれぞれ一人一人が動けるようにするというのは非常に大切なことかなと。今申したとおり、そのような、いわば実際の自分自身の動きになりますと、そういった小さな集会とか集まりで、それぞれやっていただければ、実効性がすごく高まるものだと考えています。以上です。

10番 南 雲 実効性のあるということで、よろしく願いいたします。自主防災会などに対しては、地域の主体性が不可欠であり、地域の共助の意識を醸成することが重要であります。熊本地震では、救助された方の8割は共助によるものでした。全国での例などを参考に、共助の意識が高められる冊子などを作成し、自治会で行われている地域の茶の間や出前講座、体操教室等の開催と併せて、防災リーダー主導で、今、防災リーダーの育成が始められたと、6年度から、御答弁がありましたので、防災リーダーの方主導で地域の共助の意識を啓発していくようなお考えがございますでしょうか。

安全防災担当室長 お答えします。今、リーダーの育成をまたやっていますけれども、そのような人がそれぞれの地区で啓蒙を図っていくと同時に、町のほうもいろんな行事とか講座で発信していく。いろんな方向から防災というのを広めて、全体としての意識を高めていくという必要があると思います。一つの部分ではなくて、たくさんの方角から防災に関して発信していきたいと思います。以上です。

10番 南 雲 首都直下地震や南海トラフ地震のような大災害が起きたとき、国の支援や町の職員の手がすぐには行き届かないことが想定されます。小さな単位でどれだけ踏ん張れるかが大切で、そのかぎになるのが地域防災計画です。大変な事業ですが、全自主防災会で地区防災計画が策定されることを希望いたします。

最後に、町長に御見解を伺いたいと思います。地区防災計画について。よろしく願いいたします。

町 長 担当課から話があったように、地域防災計画の中に位置づけるわけなんですけれども、やはり各自治会さんたちは、それぞれにやっぱり寄地区も松田地区も、多分松田地区にあっても同じ災害じゃないというところがあるので、それぞれの自治会に昔から住んでいる大先輩の方々が昔からこういうことがあった

から、こういうふうにご注意をしておけるとか、そういったことが必ず伝達をずっとされてきていることがあると思うんです。それがやっぱりなくなってしまうと、そういった災害って忘れた頃にやってくるみたいなのところもありますから、ぜひですね、そういった危機感を、今は大丈夫とかいうことでなくて、今後のことを考えて、歴史のバトンを引き継ぐというような感覚の中で、ぜひともですね、地域の方々に、まだ作成できてないところにも御理解をいただいて、地区防災計画をですね、丁寧に作っていく。その上での担当課も含めて、支援していくというふうに答弁していますので、我々もそういった格好では支援していきたいというふうに考えています。以上でございます。

10番 南 雲 じゃあ、以上で質問を終了させていただきます。
議 長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わりにします。
受付番号第5号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 飯 田 質問に先立ちまして、まず先日の台風10号の豪雨による道路陥没、土砂崩れ、倒木等につきましては、まちづくり課をはじめ町長以下職員、町消防団の皆様の献身的な御対応により、早期の復旧がなされ、町民の生命・財産が守られ、町民生活が最低限の不便にとどまりましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第11番 飯田一。件名、町の移住・定住対策を問う。

要旨。松田町では人口減少に歯止めをかけ、人口増加を図るべく様々な対策を講じています。その現状と今後の課題について、お考えをお伺いします。

(1) 今年度も約半年を過ぎようとしています。寄地区定住促進奨励金を新たに創設するなど、人口減少に対し積極的に取り組んでおられますが、移住・定住対策の当初予算に対する執行状況はいかがですか。

(2) 移住・定住対策を含め、町民の安全・安心対策としての道路等のインフラ整備の対応は万全でしょうか。

よろしく申し上げます。

町 長 それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。まずです

ね、令和4年5月に地域住民等30名により構成されました寄地区の幼稚園・学校教育について検討委員会を設置し、令和5年3月末に寄地区の幼稚園・小学校を存続させることが望ましい。ただし、今後さらに園児・児童数が減少し、子供たちの豊かな学びを保障する観点から、教育上の課題がさらに大きくなった場合やPTA、地域の方々、地域の関係の団体などから要望があった場合には、改めて検討も考えるとの提言書がまとめられました。町はこの提言を重く受け止め、これ以上寄地区における園児・児童の減少による教育環境が悪化することなく、存続を図るための手段・方法について様々な角度から検討する必要があると判断し、具体策について検討してまいりました。

そこで、子育て世代の移住・定住を目指し、令和5年度は空き家の活用に向けた改修・解体助成金制度を創設し、令和6年度より新たに寄地区移住促進奨励金制度を設けております。また、本年度9月下旬からは、地域資源である空き家・空き地の有効活用について、空き家等の現地実態調査を行い、その後、所有者等の活用意向調査を始める予定としております。

さて、議員御質問の1つ目に御回答します。寄地区に特化した子育て世帯及び若年夫婦世帯の移住支援策である寄地区移住促進奨励金については、4月からスタートし、6月には制度の利用強化のため、奨励金交付対象者に寄地区へのUターン者を追加いたしたところでございます。

現在までの成果につきましては、ホームページや広報紙をはじめ民間媒介等などを通じて周知活動しておるところですが、制度等についての相談や問合せがなく、移住・定住に結びついてない状況でございますので、本事業について周知の強化を図り、この制度の目標達成を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。道路等のインフラ整備に関しましては、まずは安全・安心に通行いただくことを第一として、整備や維持管理を行っているところでございます。

町が管理する町道につきましては、町域の道路整備を計画かつ効率的に推進するため、平成27年3月に町道整備基本計画を策定しております。この計画に

は、魅力づくり、住みやすさづくり、持続的なまちづくり、賑わいと交流を育むという基本方針を定めた中で、将来的な道路網を検討しており、例えば寄地区における新たな整備路線といたしましては、神奈川県が所管する土佐原林道や中津川の左岸道路を検討候補としているところでもございます。

また、この計画において、地区内の主要道路として位置づけている町道寄16号線、11号線、15号線で改良や補修を実施しているところでもございます。

さらに、この計画では、主要道路以外にも暮らしに密着し、土地利用、都市構造の変化や他事業との関係性等に応じて、臨機応変に整備していく生活道路としての位置づけているところでもございます。

御質問の要旨にあります移住・定住対策の視点に該当する道路と想定されますが、整備・改善するに当たってはネットワークや生活、防災、観光等の交通の視点、また用地取得や施工性、連続性等の事業性の視点、また道路線形や幅員、舗装等の現道改善の視点の3つの視点に基づいた総合的な評価・検証に基づき優先度を検討し、整備、改良、補修を実施しております。

交通インフラ整備におきましては、道路は常時利用するものであり、経年劣化などで万全とは言えず、御不便をかけるケースもありますが、毎年度お認めいただいている予算を最大限利用し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

11番 飯田 丁寧な御回答ありがとうございました。それでは質問に入らせていただきます。移住・定住支援策として、いろいろな奨励金とか補助金がございます。令和5年度は今年9月議会で決算報告がなされますが、令和5年度の執行状況を見ますと、昨年度ですね、住宅取得促進奨励金が300万の予算に対して300万使われてると。2世帯同居等支援奨励金は300万の予算に対して210万使われています。ふるさと松田同窓会助成金は35万の予算に対して20万2,000円、雇用奨励金は50万の予算に対してゼロです。そして、民間賃貸住宅家賃補助金、207万予算計上されておりましたが、実際使われたのは13万円です。それと結婚新生活支援補助金、こちらは90万の予算に対して15万円使われております。空き家改修・解体補助金、これが150万の予算に対して83.7万円、合計ですね、

1,132万円の当初予算に対して使われたのは641万9,000円ということで、予算の執行率は56.7%、43.3%が執行残として残り、不用額として計上されているわけです。

それで、私は質問の中でですね、執行状況はいかがですかというふうな形で出してあったんですが、その執行状況についての回答は何もないですよ。今年度まだ半年しかたってませんが、執行状況はどのようなものか、大まかでよろしいので、分かれば教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

それでは、令和6年度の執行状況でございます。住宅取得奨励金につきましては、予算30件に対しまして8月の20日現在21件の申請があり、16件に奨励金の交付を行っているところでございます。また、2世帯同居等促進事業につきましては、予算13件に対しまして、同日でですね、現在5件の申請があり、4件の執行済みというふうになっております。そしてですね、民間賃貸住宅のほうにつきましては、現状ですね、更新の時期で今、3名の方が来ておりますので、これを年間で執行していくというような状況でございます。それとですね、雇用奨励金のほうにつきましては、年間でやっていますので、今のところはゼロというところでございます。特に最近多いのが、同窓会の支援というところでございます。コロナ関係も縮小になったからですね、この件数が増えてきているということで、ここはですね、周知等も含めて積極的にしていきたいというふうには考えてございます。また、空き家・空き地…ごめんなさい、空き家の改修・解体につきましては、現状ですね、解体のほうに申請が2件ございまして、ここ2件は執行済みでございます。また、問合せ等を含めてですね、解体のほうはですね、7件あります。ここはですね、令和5年度から執行をしているものですが、6年度に入りましても非常に高いということで、今後は予算のほうにもですね、ここは補正予算のほうにですね、ちょっと計上させていただいたところでもございますが、併せて推進をしていくというような状況でございます。まだ年度の半分になりますが、今後も引き続き移住促進、定住に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

11番 飯田 民間賃貸住宅補助金は、こちらはどうでしょうか。それとあと、結婚新生活

支援補助金ですね、こちらも分かれば教えていただきたいんですが。

それともう一つ、今年いろんなマスコミで取り上げられました寄地区定住促進奨励金、これに関しての問合せとか、そういうのがありましたら教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

まず、民間賃貸住宅につきましては、新たな申請というのが令和6年度はございません。これはですね、民間賃貸住宅ということで、なかなか結びついていかないのと、周知もありますし、様々な近隣ですね、不動産関係者とも連携しながら進めておりますので、ここは周知を徹底的に図っていききたいというふうには考えております。

またですね、新婚、結婚生活ですね、につきましては、今2件の申請があり、支出のほうはですね、今、1件が済んでいる状況でございます。

寄の地区ですね、新たな移住・定住の支援奨励金につきましては、問合せはですね、民間の関係、企業さんとかそういうところは結構あるんですけど、個別に移住・定住を考えてのいうふうな問合せはないという形で今、なっております。なので、今後はですね、先ほど町長が言ったとおりですね、やっぱり多くの方に知ってもらう、周知強化はもちろん、そして例えばの形でですね、金額等も含めてですね、制度設計の見直し等も今後は検討していきたいというふうには考えております。以上です。

11番 飯田

大体傾向は昨年度と同じような経過をたどっているんじゃないかというふうに思います。

それと、寄地区定住促進奨励金、これはちょっと厳しいような今、話の回答ではなかったかなというふうに思いますが、これらの奨励金、補助金について、実際使われていたり、まだ半年しかたっていないのでね、よく分からないんですが、今年も同じような傾向で使われているというふうなことです。これらの奨励金・補助金について、効果のほどはね、いかがなものかということで、ちょっと分かることがありましたら教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

この定住のほうで行っております様々な奨励金につきましては、当初ですね、この制度を始めるときも御質問いろいろあったんですけども、この事業をや

ったから移住・定住につながるということではなくですね、町としては来ていただいた方が今後安全に、長く住んでいただきたいということを踏まえてこの奨励金事業を始めております。また、今回の寄地区の関係につきましても、6月にですね、Uターンというところで、新たな制度設計、住宅奨励金と同じような制度ではなく、6月から制度を改正してUターンの方にも同じようなこの補助金を交付するというように変えておりますので、そうしたことを踏まえてですね、効果というのは数字的にはちょっと見えない部分ではありますが、いろんなアンケート等をとっております。住宅奨励金、とっております。今後はこうしてもらいたいとか、住むんだったらこうしたい、したほうがいいんじゃないかと、いろんなアドバイスをもらっていますので、そこを今後の移住・定住につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

11番 飯 田 今、参事のほうからですね、移住・定住につながるようなことはあまり考えてないんだというふうなことだったんですが、これは移住・定住をつなげるための…につなげるための施策じゃないんですか。

参事兼政策推進課長 もちろんその制度的には移住・定住促進事業ということで、つなげるための事業でございます。ただ、これの、この事業があるから多くの方が移住・定住につながったということではなくですね、一つきっかけとして進めていますので、制度ではないということではないということで回答させていただきます。以上です。

11番 飯 田 それでは、きっかけづくりというふうなことで考えさせていただきます。

今年からですね、寄地区定住促進奨励金制度が始まり、6月には対象が住宅を新たに取得してない場合でも寄地区にある実家に御家族、夫婦、親子等でUターンされた方も対象となるというふうなことで、対象を広げていただきました。東京23区に在住またはお勤めの方がですね、東京圏外へ移住し、起業や就業を行う場合、都道府県・市町村が共同で交付金を支給する移住支援金があります。この制度は、移住者が最大100万円を受け取ることができるもので、単身の場合は60万円です。また、先月のですね、8月27日の共同ニュースによれば、東京への一極集中を是正するため、現在の支援金60万円を軸に、さらなる

加算金も検討している。若い女性の東京への流出が続く中、移住婚を支援し、過度な一極集中に歯止めをかける。この移住婚というのはですね、結婚して23区から離れて地方へ行った場合にですね、そっちのほうで特に就職とか起業しなくてもですね、そっちへ移り住めば女性の場合にはもらえるというふうなことで、いろいろ問題があるみたいなんですけど、内閣官房が2025年概算要求に関連経費を盛り込むといったニュースもあります。

隣の山北町では、神奈川県でありながら東京圏外となっています。松田町寄は山北町玄倉の隣に位置します。寄地区定住促進奨励金の内容を、山北町がそういうことであるなら、隣の松田町ももう少しですね、条件を緩めてもいいんじゃないかというふうなお考えあるかどうか、お考えをお尋ねしたいと思います。

参事兼政策推進課長

ありがとうございます。議員御質問のですね、地方創生移住支援事業概要ということで、ここにありますがけれども、神奈川県で対象になっているのが山北町さん、真鶴町さん、清川村さんということになります。これは国の制度でですね、条件不利地域ということを決めております。なぜ松田町がならないのかというところで、当初地域のですね、そういう方をお呼びする、そういう制度があったんですけども、そこでですね、同じような条件不利地域だと、寄してくれないかとかいう形で国のほうに直接要望しておきました。います。しかしながらですね、現在においても、なかなかそこに入れてくれないというような状況がございますので、ここはですね、やっぱりその条件不利地域というのを見直しをですね、国のほうにもっと働きかけていきたいなというふうには考えております。なので、ここは松田町もですね、これに該当するような形で対応できれば、積極的にやっていきたいということと、今、この事業に賛同して、山北町さん、真鶴町さん、清川村さんにおける状況を確認したんですけども、特にこちらのほうは町と村の制度としてはやってないというようなことを確認しておりますので、引き続きですね、国の事業を見ながらですね、町の動向を見ながら、町も新たな事業展開をしていきたいというふうには考えております。以上です。

11番 飯田 できれば町独自でもですね、それに合わせて国とかそういう返事を待つんじゃないかとね、町独自で一步進んでですね、やってもらってもいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。町では定住少子化支援制度として、今言った7つぐらいの項目のほかにはですね、教育環境の充実と支援、その中には幼・小・中の完全給食、町立幼稚園での3年保育と無料送迎バス運行、学校警備員配置事業など多岐にわたり、子育て支援についても特定不妊治療費助成事業、通学バス定期券購入助成事業など、高齢者支援では高齢者バス定期券助成事業、介護予防事業など、また住宅開発・取得などの支援等多岐にわたってメニューが組みられています。コワーキングスペースの整備、これから行われるみやまグラウンドの人工芝化、寄中学校のですね、利活用としてアカデミーを推したいというふうな話もあります。これらもきっかけにですね、寄に人を呼び寄せたい、移住したいといった人たちを増やすことであると思います。これらは定住・移住に対する手段であって、目的は松田町に住んでもらい、人口を増やすことだと思います。その目的である移住・定住の希望者が出てきた場合、空き家・空き地が必要になりますが、物件が非常に少なく感じます。これで移住・定住の希望者の受け皿といいますかね、そういうものを満たせますか。御質問をします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、空き家・空き地というところにつきまして、活用が見込まれるというふうなものをですね、9月の下旬にはですね、空き家実態調査を行っていきます。その中で、危険な部分も含めてですね、活用の見込まれる部分がデータ化をしですね、その方たちに今後の意向を確認をして、確保ですね、活用ができそうなところを確保していきたい。そういうものを空き家バンク等にも掲載をしながらですね、進めていきたいというふうには考えております。移住・定住に空き家だけというところではなくですね、様々な環境を整えてですね、その中の一つとして空き家を活用していきたいというふうには考えております。以上です。

11番 飯 田 このですね、移住…空き家・空き地というのは、もう前からの問題で、今聞いた答え、これ何回も聞いてますよね。貸し側の意向をね、確認するとか、もう少し丁寧に、空き地・空き家を探すとか。同じような答えばかり今まで聞いてるわけですよ。何か前に全然進んでないような、そんな感じがします。町の空き家発見情報を見てもですね、何か月前と比べても、一、二件は変動がありますけど、ほとんど変わらないと、そういったような状況なんですね。

それで、今のせせらぎ山荘の前から北に向かって中堰という道路があります。これは昔はですね、今、田代向、家がいっぱい建っていますけど、昔はあれ全部田んぼだったんですね。それで、真ん中に中堰という排水路兼と道路が流れてまして、そこから両サイドに稲の水田ですから水を供給したりですね、していたわけなんですけど、その下のほうからその両脇にですね、住宅が自然に建つようになった、そんな道路なんですけど、先日の台風10号の豪雨があったときにですね、私も大雨の際に、あそこ、よくあふれるんですね。中堰の隣の用水路ですね。そこがよくあふれるんですよ。それで、住宅の敷地内に流れ込んだりするというので、私も今回ちょっとどのような状況か見に行きましたら、今回はそのような被害は全然ありませんでした。

それはなぜかという、今、稲の収穫を前にですね、水門をもう閉めてあったんですね。そのために本流からの用水路に流れ込む水が、もう完全にストップされておりましたので、そこに降る雨水だけが流れていたというふうなことで、今回に限ってはそういう被害なかったんですが、なぜ水路から水があふれるかという、田んぼにですね、水を引くときに、用水路に石を組むんですね。流すたびにそこ、ちょっと小さいダムみたいな形にして、水をためて畑のほうへ…田んぼのほうへ流すというふうなことを田んぼの前の用水路に全部やってるんですよ。これがですね、何年もたつと上流のほうからですね、どうしても大雨とか何とかかなりますと、土砂が流れてきますよね。今度はそういう土砂がですね、そういうところで堆積しちゃって、今見てもらえば分かりますけど、今回は水門が閉まっていたからいいんですけど、もし水門が閉まっていなかったら、今回の雨でもね、かなりあふれ出ちゃったと思うんですよ。もう河床が

すごく上がっているんですよ。そういったことに対して、町のほうはそれちゃんと把握して、対策を立てようとしているのかどうか、その辺、分かりましたらお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 御質問にお答えさせていただきます。今、議員がおっしゃった道路及び水路ですね。これは県道710号から赤坂からおりてきて、そこから中津川に向かって行くんだけど、それを右折する部分の道路のことをおっしゃっているのかと思います。まず、その道路の位置づけから申し上げますと、県道からおりてくる道路、これが、ぐっとおりてくる道路ですが、あれが赤坂農道といいます。そこの赤坂農道から北側に上がって行く道路、こちらですね、実は近隣全体的に農地だというお話でありましたけども、これを弥勒寺河原農道ということで、農道としてのまず管理をしております。議員おっしゃるようになりますね、まだ近隣に当然田んぼ等もあってですね、水を引いていると。そこにいろんな工夫をされながらやっていらっしゃるということです。

我々もですね、先ほどおっしゃっていただいたように、今回の集中的な雨に際しては、やはり第一は水門、これを非常にケアしておりました。それでも一部その下のほうですね、田代のほうの団地のほうの中で、一部お水が入るということで、土のうを準備させていただいたお家もあったというふうに記憶しております。今回ですね。なんですが、やはりおっしゃっていただいたように、河床が上がるというのは、非常にこの後ですね、また起きては大変いけないので、よりそういう視点でですね、今回も見させていただこうとは思っております。

今現在いろいろなところ、箇所を順次把握はしておるんですけども、今御指摘もちょうと頂きましたので、そういう視点でもしっかり見てまいりたいと思います。ありがとうございます。

副町長 ありがとうございます。今、まちづくり課長がお話ししたとおりですけども、一つ農業用水また農道等も含めてですね、できれば日常の管理はですね、やはり耕作者の方々、また組合ですとか、いろいろあると思うんです。そういうところですね、日常の管理はやっていただきたいなというところがござい

ます。ただ、今回みたいな一時的な災害でですね、いきなり砂が埋まってしまったというところについてはですね、町のほうもお手伝いさせていただこうかなと思うんですが、日常の管理というところではですね、は、ぜひ地元のほうでですね、お手伝いいただければと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

11番 飯 田 よろしく願いしたいと思います。それとですね、今、あそこは弥勒寺河原道路というんですか。（「農道です。」の声あり）弥勒寺河原農道。地元では中堰、中堰と言ってってるんですけど。分かりました。

それとですね、水門を閉めると今度は逆にですね、近所の方の生活排水があそこに流れ込んで、異臭を放つというふうなことで、今度はですね、水を止めれば止めたで、あそこに住んでいる方から、臭いから水を流して何とかしてくれというふうな要望があります。そこに住んでいられる方は直接ですね、自治会を通して、自治会長のところへとか、そういう話になると思うんですが、今聞きましたら、農業者としては水を流されては困るということで、農業者が水門の今、管理をしているみたいです。よく天候を見ながらですね、早め早めに開けたり閉めたりしているというふうなことですけど、その人もかなり年齢もいつてましてですね、非常に大変だというふうな今、話を聞いています。

それで、一番困るのがですね、自治会長なんですね。住民の方から、水が流れば、臭くてしょうがないから水流してくれと、農業者のほうはですね、これから刈り入れのときで、今水を流されたらね、収穫できなくなると。そういうふうなことで、ある一時期なんんですけどね、1か月かそこらだと思うんですけど、非常に両者の板挟みになってですね、苦労しているようです。これらをですね、解決するためには、この中堰の道路を含めて総合的に対策をとる以外にないと思いますが、それはこの前も草刈りがあったときに、あの辺に住んでいる方からですね、強い要望があって、とにかくもうがらくたですよ、はっきり言ってね。例えば用水路のところだって、ちゃんと擁壁があるかというんじゃないで、ただ石積みがこうやって水でね、さらわれて、変な形になってるし、なかなか道路が車走っていてもですね、おっかなくて端っこ走れないと。

そういうふうな感じなんでね、ぜひですね、これ、善処していただければと思います。

この辺りの道路は平成27年、回答にもありましたが、松田町町道整備基本計画の中で、課長は左岸道路、中津川の左岸道路という表現していましたが、これを見るとね、左岸道路じゃないですね、印がついてるのは。予定道路に対して。それ、左岸道路じゃないです。左岸道路よりもっと内側でしょう。だから、せせらぎ山荘の辺から2本道路があるんですけど、そのうちの1本なんです。なぜかという、堤防のこっちに住宅があるでしょう。住宅のそのもっと左側ですよ。色がついてるのはね。予定道路として。ちょっとその辺、もう一回よく見ていただきたいと思います。候補に上がっていると、あの辺に1本あることは確実だと思うんですね。

それで、今まで氾濫していたと既存の道路ですね、整備して舗装を打ち変えたり整備しながら使いたいという話だったんですけど、寄地区の場合、特に町内と比べて人口減少が激しいというふうなことでね、人口減少地域だからこそ、外から移住してもらうためにも、インフラの整備が必要だと思うんですよ。その辺はどういうふうに町のほうはお考えなのか。ちょっと伺いたいと思います。

まちづくり課長　今ちょっとこの計画を見ながら、ちょっとお話をくださったかと思います。後ほど、ちょっと小っちゃくてね、本当に見えづらくて恐縮なんですけども、まずこの色を塗ってあるところに関しては、左岸道路でございます。その中に入っていく、もう一本、今の中堰、いろいろ言っていた部分というところは、色塗りが恐らくされてない部分かなと思っていますので、ちょっと後で、後ほどここは確認させてください。

あと、ここが…ここがと言っているのが弥勒寺河原農道になりますけども、この、ここがまず農道であることと、周りに農地がございます。担当のほうでも調べてもらいましたけども、やはりしっかりまだ農地であると。住宅地が何宅地かございますけども、こういったところというのは、やはり農業をおやめになられてですね、宅地化を図られて、農地を転用してですね、そういった形でお家を建てられているところがぼつぼつとあるのは承知をしているところで

す。一義的には、農道としての位置づけと近隣の農地の環境、これをしっかり守るというのもひとつ大きい役割かなと。ただ、議員さんがおっしゃるようですね、やはり安全上、通行上、心配であると。こういうお声がですね、地元からお話があった場合に、例えば水路の部分ですね、崩れてしまったり、先ほどのあれもありますけど、通常の管理も含めて、また地元の方々のお力も借りてではありますが、やはりそういう環境は整えていかなければいけない。

これはちょっと前任も含めてですね、いろいろお話を伺った中では、ただ、一つはまた環境という側面もお伺いしたことがございます。それは、やはりあの近隣でいくと、ホテルのお話もあってですね、逆に…そうでもないですか。山側のほうにも水路がもう1本あるかと思えますけども、やはりそういったところの環境を守るというようなお話も前あったんだよということを私はちょっと聞いたりもしてまして、やはりこういうことはですね、また地元の方々、また農業者の方々の意向、こういうことをいろいろまたお伺いして、必要な安全面の管理をしていきたいと、このように考えます。

11番 飯田 確かに今、弥勒寺河原農道ですか、今一番上の家まではある程度舗装されてるんですけど、それが全然舗装されてなくて、まだ田んぼとか空き地というか、耕作放棄地みたいになってるんですけど、よく話を聞くのはですね、あそこを整備してくれれば、土地を売りたいんだけど、そういうあれがかなりあるんですね。今でも何ていうんですかね、整備してもらいたいという、両サイドはですね、そういう意向の方もかなりいるんですよ。私、今回ちょっと調べさせてもらったんですが、住んでおられる方が今、35世帯です。あそこの沿道の周りがね。それで、調べたら空き家が4軒あるんですね。町には全然登録してないですよ。それと、あと空き工場、工場が2つあるんですよ。そういうふうなことで、この辺整備すればですね、それに今度は工場があるから誘致もね、あそこで何か事業を行いたいという方がいれば、すぐね、入れるような工場もありますし、先ほど町のほうから話ありましたね、人口の増加策が一番の問題だと、参事のほうから前者の同僚議員の質問に対して回答の中でありましたけど、確かにもうそのとおりなんですね。特に寄なんかというのは、どんどんどん

人が減るだけで、さっき町長のほうから千四百何人なんてね、話聞きましたけど、昔はもっと2,300人ぐらいたわけですよ。寄地区だけでね。それがやっぱりそれだけ減ってるということは、もうこの辺で何とかして移り住んでもらうためには、やっぱりそういうふうな受け皿的な地域も確保して、整備していかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。

今、自民党の次期総裁候補がいろいろ取りざたされていますけど、その中でですね、過疎地域対策にも力入れなきゃ駄目だと言ってるような候補者もね、いるくらいですから、過疎地域対策と人口減少問題はですね、日本の国の大きな課題だと思うんですね。人が住んでいなければ子供も生まれませんから、人口も増えなくなるんですよ。やっぱり人が住めるような場所をですね、やっぱりある程度確保しておかないと、人も増えないし、黙っていたらどんどんどんどん貧になって、人は減る一方だというふうな形になりますのでね、先ほど定住・移住のいろんな対策を取られて、予算化されてると。その中でですね、不用額となったお金、かなりあるんですよ。最初のね、話で、令和5年、予算が1,132万取ってありました。予算としてはね、使われたの641万9,000円、490万が執行残として残ってるわけですね。私はこの地域をですね、一気にやってくれと言いませんよ。例えばこういうふうに、執行残で残ったものをね、充てるというふうな考え方というのは、取れないんですかね。その辺をちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

参事兼政策推進課長

そうですね、決算の関係につきましての不用額、これはもう令和4年度も監査委員のほから指摘されている事項でございます。最後の最後までですね、3月31日まで持って、どうしてもくるような事業については、どうしても補正査定が、補正ができないというものがあります。明らかにもう12月ぐらいで完了しているものは残額として補正をするというふうな決まりがある中でですね、やっぱり見えない分はどうしても残ってしまうというのがあります。これをですね、やっぱり町民のために還元するというのが基本になっておりますので、その優先順位がこういう事業にというふうになれば、やっぱりそこはしっかりやっていきたいというふうには町は考えております。以上です。

11番 飯田 非常に心強い回答を頂きまして、ありがとうございます。本当にね、一気にね、やれとは言いませんよ。町にお金がないのは分かっているわけですから。少しでもいいから、町民に対してね、姿勢を見せてほしいんですね。あ、町はこうやってくれる気持ちがあるんだと。そういうことによってですね、じゃあ追々ね、よくなってくれるんだったらこの辺へね、家を建ててもいいかなとか、そういう決断に結びつくと思うんですね。やっぱり本当にもうほっほらかしでね、何もやらないというふうなことだったら、やっぱり移住する人もね、その辺、見ますよ。あ、これは町のほうでやる気がないんだ。こんなところ住んでもしょうがないかなと、ね、そういうふうなことを思われてもいけないと思いますのでね、ぜひ少しずつでもいいので、町のほうの善処をね、お願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5番、飯田一君の一般質問を終わりにします。

暫時休憩いたします。14時50分より再開いたします。 (14時31分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時50分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第6号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8番 田代 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。件名、高齢者のための「A I オンデマンドバス運行」と「タクシー助成券」の予算について。質問議員、第5番 田代実。

新たな公共交通網を構築するため、人工知能による予約制相乗りバス、A I オンデマンドバスが令和5年10月23日から実証実験を開始しました。しかし、高齢者には利用しにくいようです。次のことについて町長にお伺いします。

(1) 現在、A I オンデマンドバスは実証実験を試行中であり、予約時間に来ないので夏・冬は待ち時間がつらい。遅延により病院の予約時間に遅れた。帰路は遠回りになって不安などの声があります。今後の運行や料金の見直しに関する対策と方針について。

(2) 令和6年度に廃止された高齢者等福祉タクシー助成券、正式な予算名称は「高齢者等移動手段確保助成事業」です。高齢者にはこの福祉タクシー助

成券のほうが使い勝手がよいと思いますので、来年度の予算に復活するお考えについて回答をお願いいたします。以上です。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

初めにA I オンデマンドバス「のるーと足柄」の実証運行につきましては、高齢化率が上昇傾向の中、今後高齢者の免許返納や若い世代のマイカー運転機会の減少などにより、様々な年代の移動需要に対応した公共交通サービスを進めていくため、町地域公共交通会議での協議において、新モビリティサービスの必要性などのニーズ調査を行い、その調査結果において新たなモビリティサービスの導入希望への意見が多かったため、町地域公共交通計画案において、基本方針や目標の中に位置づけ、ほかの自治体に先駆け、令和5年10月23日からA I オンデマンドバスの実証運行を開始しております。

この事業は、A I 活用型運行システムを採用した路線バスとタクシーの中間に位置する新たな乗合バスの交通施策となり、令和7年度までの3年間を実験運行期間と位置づけ、今までサービスの行き届かなかった地域や時間帯をカバーし、町内等に配置、設置している乗車場所も多く、利用者の自宅の近くにて乗り降りができるようにしております。

利用料金につきましては、令和8年度から事業の健全化を目指し、自走するために、これまで運行してきた実績をもとに、本年5月に行われた地域公共交通会議において料金改定が認められ、11月から新たな料金にてスタートすることとなっております。町といたしましても、75歳以上の高齢者にとって大切な公共交通機関として運営を継続することが望ましいため、料金改定はやむなしと考え、利用者増加への支援が必要であるとも考えております。

料金改定の内容を申し上げますと、これまで全域で一律300円の運賃だったところから変更し、運行区域内を松田町と大井町とでエリアで分けて、エリア内の移動の料金につきましては200円増となる500円、またエリアをまたぐ移動の場合につきましては、プラス300円で合計800円となる運賃見直しを予定をしております。

それでは、御質問の1つ目にお答えをさせていただきます。令和6年度は実

証運行2年目の年として、運行開始から11か月ほど経過いたしますが、利用ニーズに对应されていない部分の解消に向けて、実情に合った運行の見直しを行うとともに、さらなる利便性の向上に向け、利用者の声に対応した待ち時間対策及び到着予定時間の誤差を含めた最適な運行となるよう、8月より試行的でございますが、新運行システムを導入しているところでございます。また、利用促進対策といたしまして、町民の利用の場合、当面の間、町が75歳以上の高齢者と妊産婦さんを対象に200円の助成、及び法人が一律100円の割引を行う予定でございますので、エリア内での移動については1回200円の負担にて乗車ができるように対応したいと考えております。

今後も実証運行の残り1年半の期間の中で、運行方針については本町に合った運行及び事業運営方法を導き出すために、随時柔軟に対応し、持続可能な事業となるよう、法人と連携して取り組んでまいりますので、引き続き多くの方々に乗って育んでいただくことを併せてお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。高齢者等移動手段確保助成事業は、令和2年度から国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が令和4年度で終了しましたが、及び一般財源を活用して実施してきましたが、令和5年度の12月をもって本事業を終了したことに伴い、新たなAIデマンドバス事業を推進しているところでございます。

先ほど申しました高齢者等の移動手段確保事業のときはですね、タクシーの初乗り料金を無料とするような事業でございました。

さて、2つ目の御質問でございます高齢者等福祉利用券のことでございますが、高齢者等の移動手段の利便性の向上とAIオンデマンドバスを運営する法人の競争意識による効果を期待し、本年11月の料金改定のタイミングでAIオンデマンドバスの助成事業を御利用いただいている75歳以上の高齢者等に対し、料金改定のタイミングにてチケット1枚の助成額を、現在100円から200円に引き上げる準備を進め、さらには対象として、今まではしてなかったんですけれども、新たにタクシー利用についても200円を助成する方向で調整をしております。

令和7年度の予算について御提案を頂きましたけれども、コロナ禍同様に反映できるかどうかは、現時点ではちょっと申し上げられるような状況でございませませんが、11月からの利用状況を鑑み、判断をしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。以上です。

8 番 田 代 それでは、詳細について質問させていただきたいと思います。詳細については担当課長に、総括的な質問については町長に回答をお願いしたいと思います。

まず1点目です。8月より試行的ですが、新運行システムを導入し、利用促進を図っていくという回答だったんですけども、具体的にはこれはどういった内容でしょうか。

参事兼政策推進課長 8月からですね、新システムの導入ということで、トライアル限定事業ということで、システムを改修しております。議員御質問のですね、いろいろな時間、待つ時間とか、あるいは予約をしたんですけども、なかなか来ないとか、そういう要望が多々ございまして、その要望を地域公共交通会議に全部諮ってございます。そうしたことから、5月に行われた地域交通協議会の中で、8月において新システム、これは予約をしたときに車両にひもづけるんですけども、その車両を限定して今まで運行するような形になっていますので、ほかの2台の車両については、ひもづかないような形になったんですけど、それをですね、一番いいルートを選んでひもづけるようなシステムを導入したということで、その時間帯の解消に向けて8月から更新をしているところでございます。そうしたことによって、今現在のいろんな声を聞いておるんですけども、5月とか6月ぐらいにあった要望に対して、改善傾向にあるというような情報は聞いております。以上です。

8 番 田 代 ただいま回答がありました内容、トライアル限定システムの導入ということで、予約車を限定しないで、他の空いている2台で対応するという回答を頂きました。これについては冒頭、私の質問で予約時間に来ないので、夏・冬は待ち時間がつらいとか、遅延により病院の予約時間に遅れたとか、帰路は遠回りになって不安と、そういった声が上がっていたので、それに対応するものだと、そのように理解させていただきます。ありがとうございます。これについては

また今後の成り行きを見守らせていただきます。

次に、具体的な質問として、去年の10月からスタートして、8月で締めというところと厳しいかもしれませんが、もし分かれば8月の締めの段階、または無理なようでしたら7月の締めの段階、この10か月から11か月の利用人数、それと、あとは1か月当たりの利用平均人数、これについてお知らせください。お願いします。

あともう1点、6年度にエリアを拡大して、11月の見直しにこれが行われるようなんですけど、このエリアについては、先ほどの回答だと今現在は大井も含めて松田とその2つのエリアを行っていると。これに新しく加わると思うんですけれども、どこの場所…どこの町で何か所ぐらい増やすのか、その辺も併せてお願いいたします。

参事兼政策推進課長

まずですね、現在までの利用状況ということで御報告をさせていただきます。これ、現在1日当たりの平均回数を見ますと、当初始まった10月23日から11月分につきましては、4台で運行しておりました。これがですね、4台で11月が68回、回ですね。12月が77回、1月につきましては76回、2月がですね、62回、3月が82回、4月においては、令和6年ですね、6年度、89回、5月が80回、そしてですね、3台に6月から運行をですね、変更し、6月が71回、7月が77回というところでございます。3か月平均を見ますとですね、1台当たりが当初18.7回、そしてその後ですね、4月から7月ぐらいの状況を見て3台の状況を踏まえると、現在1台当たり25.6人というか、回が運行状況になっております。そうするとですね、令和6年度7月末時点においては、1台当たりが約26回というような状況ですね、になっております。

これ、当初目的…目標で置きました1台当たりが60回というようなこともありますので、非常に状況が厳しいというところで感じているところでございます。なので、こういう部分で1か月当たりの平均の状況を報告させていただきます。

それとですね、6年度につきましては、今、松田町と大井町で、大井町は31区間があります。そこで今、運行しているんですけど、11月から拡大をすると

いうことで進めているのが開成町さんをエリアで、これは開成町さんの9か所を今、予定をしております。ただ、これは地域公共交通会議で議論をし、そして開成町の承認を得て進めることとなりますので、それを踏まえて11月を予定しているところでございます。主にですね、開成町からの要望ではなく、松田町の方が開成町のエリアに行ってみたいというようなところの要望を踏まえてやっている事業ということで、御理解をお願いをいたします。以上です。

8 番 田 代 ありがとうございます。今、回って何か、何回か言いましたけど、延べ人数ということでよろしいですね。延べ何人ということで考えておいて。ありがとうございます。

それで、今度は料金の確認です。料金が11月からエリア内、例えばこれは松田エリア内、今の話、大井町エリア内、開成町エリア内と、そういう解釈でよろしいと思うんですけども、この料金が1つのエリア内だったら200円プラスになると。ですから、料金が500円になると、改定ということでね。それで、あとは大井町または開成町とのエリアをまたぐ場合は、プラス300円、合計800円と、これが定価格ですよ。定額というか、定められた額ということで解釈していただいてよろしいのかと思います。

あともう一方が高齢者。高齢者のほうは、今回の予算方針でも高齢者の方、75歳以上の方と妊婦の方、または出産後1年以内の方は、100円で乗れるような予算の方針を読んだ記憶があるんですけど、記載されていたんですけど、これについて今のちょっと話だと、200円というふうにも取れるんですけども、この割引料金は75歳以上または妊婦、出産1年以内の方はお幾らなんでしょうか。それ、確認です。お願いします。

福 祉 課 長 田代議員の質問にお答えいたします。チケットのほうのですね、金額なんですけれども、先ほど町長の答弁のほうでもございましたとおり、200円ということになります。ですので、実際乗られる場合には、先ほど業者の、法人のほうからも100円ということになりますので、基本的には200円で乗れるということになります。以上となります。

8 番 田 代 100円の助成をさせていただいて、個人負担が200円と、そういうことでよろし

いですね。はい、分かりました。

基本的には、乗合バスが減便される中で、一つの方策で、実証実験と、非常によろしいと思います。先ほどの説明で、平成7年までは国の助成が受けられるわけですね。それで…あ、ごめんなさい。令和です。令和7年度までは実証実験で助成が受けられると。8年からは自走式、要するに利用料金を主な財源として行っていくということなんですけれども、これ、エリアを広げたりして努力されているのは非常に分かります。今の料金形態、これがベースになって、8年度で行った場合に、自走式できるのかね。その辺についての見込みはいかがなんでしょうか。

それとあと、年間何人ぐらい、何人ぐらいで自走できると。今、1年たっていないから参考数値なんですけれども、その辺の将来性についてお尋ねします。

参事兼政策推進課長 まず利用料金がですね、今、設定しているというところがございましたので、またがるものを含めて800円、総計800円にした場合については、令和8年度については一応台数を4台で今、計画はしております。車4台。そうしますと、1日当たりですね、1台当たり、最大75人は、この金額であれば乗らないと収支がゼロにならないというところがございます。これをですね、ずっと800円でいくのかということございます。今後ですね、料金の見直し、運行形態の見直しを定期的にしますので、実証運行…（私語あり）今の料金で改正した場合ということですよ。

議 長 手を挙げてお願いします。

参事兼政策推進課長 じゃあ、基本的な料金につきましては、本格運行に向けては400円というベースを置いております。町としては。料金設定。そうしますと、4台運行ですと150回ということですね、150回は、1台当たり150回を乗らないと収支がゼロにならないということで報告をさせていただきます。

8 番 田 代 先ほどこの11月で800円に改定というような回答があったと思います。今の回答だと、400円というお話なんですけれども、この辺よく理解できませんでした。説明をお願いいたします。

参事兼政策推進課長 今回の料金改定で800円でございますが、本格運行に向けては料金の見直しを

していくという条件の中で、400円を目指すと。目指すというところで収支の計算をしておりますので、そうした場合に1台当たり、4台で150回を見込んでおります。以上です。

8 番 田 代 理解しました。取りあえず今回800円にして、様子を見ながら最終的に400円を今現在では考えていると、こういうことでよろしいわけですね。ありがとうございます。

では、次に、高齢者の福祉タクシーの助成券、このことについて質問させていただきます。今までコロナの関係で国から財源が来たということで行っていて、5年度からは町単で行っていたんですけども、デマンドの関係でそちらにある程度移して利用を促進したいということで、タクシー券が廃止になったと、このように理解させていただいています。

まず、基礎的な数字として、令和4年度、これは1年間行われたと思うんですけども、このときに延べ何人の方が利用して、タクシー券を何枚ぐらい、初乗りのタクシー券だと思うんですけども、1人当たり何枚ぐらい発行されたのか。あと、5年度、これが9か月で終了したと思うんですけども、そのときの人数と発行枚数、この2か年度について具体的な数字をお願いいたします。

福 祉 課 長 御質問のほうにお答えいたします。まず令和4年度につきましては、高齢者、妊婦者、合計という順番に報告したいと思います。人数のほうにつきましては、高齢者が620人、妊婦者が7名で、計が627名です。交付枚数につきましては、高齢者が3万8,466枚、妊婦者が372枚、合計として3万8,838枚を配付しております。このとき1枚当たりですね、72枚、1年分で配付しております。

続きまして、令和5年度でございます。同じように高齢者、妊婦者、合計という順に御案内したいと思います。まず人数につきましては、高齢者が614人、妊婦者が5人、合計で619人です。交付につきましては、高齢者が3万402枚、妊婦者が234枚、合計3万636枚を配付している状況でございます。

8 番 田 代 それでは、今度6年度に移りまして、タクシー券が廃止されました。そのときに75歳以上、また妊婦の方、産後1年以内の方、この方がデマンドバスを利用された人数、これについてお願いします。これが分かる範囲の月数でいいで

す。そちらの福祉のほうで集計している月、何人ぐらいかということをお願いいたします。

福祉課長 それでは、御質問にお答えいたします。福祉課のほうで結果のほう、データのほうを捉えておりますのが、7月末までの数ということで、お願いしたいと思います。人数につきましてですけれども、高齢者75歳以上の方につきましては128人、妊婦者につきましては4人、合計132名の方に出しております。

そこで、枚数のほうなんですけれども、発行枚数ですね、こちらにつきましては高齢者の方ですね、1万4,672枚、妊婦者の方には368枚、合計ですね、1万5,040枚を配付しております。というのが、月8枚ということですので、年間96枚を配付しているものとなります。以上です。

8番田代 今、具体的な回答を頂いたんですけど、それをもとに確認させていただきま
す。先ほどの町長のほうの回答では、11月から新たにタクシー利用を200円助成
ということなんですけれども、令和5年の12月まで、初乗り料金を助成して
いたんですけども、その比較はどうなんだろうかね。同じように200円ぐ
らい助成するのか、それよりも、前よりも少ないのか多いのかね。その辺につ
いてお願いします。

福祉課長 タクシー券のほうの助成の枚数ですけれども、こちらについてはA I オンデ
マンドバスの助成券と同じ枚数を発行する予定でございます。ですので、月8
枚の11月からということになりますので、5か月分ということで発行する予定
でございます。以上です。

8番田代 ちょっと分かりにくいので、具体的に説明をお願いしたいと思うんですけれ
ども、11月から一般の方は500円になりますよね。それで、エリアをまたぐ方
は800円。それに対してタクシー助成券でこの500円が幾ら減るのか。1回乗車
当たりの高齢者の負担が幾らになって、幾ら助成してくれるのか。これにつ
いてお願いいたします。

福祉課長 質問にお答えいたします。チケットのほうがですね、1枚200円ということに
なりますので、管内であれば、区域内であれば300円、外に出るのであればプ
ラス300円ということになりますので、合計600円ということになります。以

上です。

町 長 同じ話になっていたのも、まとめて話をします。エリア内500円なんですけども、まずこれからずっとやっていただく分に関しては、まず町が200円負担します。今まで100円だったのが200円に上げます。プラス、事業者さんが100円やってくれるので、対象者は200円で乗れるようになります。200円。今度対象者じゃない人、対象じゃない人、一般の人ですね。は、100円は助成してくれるので、その一般の我々対象じゃない人は400円で乗る形になります。今度、800円という話になると、それにまたぐ人はプラス300円を負担してもらい形になりますので、対象者は500円で例えばヤオマサに行くなり開成町のほうに行くなりという形になって、一般の我々は700円払う。ただ、100円は一律業者さんのほうで御負担をしていただくと、非常にきついとは言ってましたけど、そんな格好に…の格好で進めさせていただくと。プラス申し上げますと、対象者になっている方々には月に8枚配っているという話がありましたけれども、その8枚を使って、じゃあ今日はタクシーで行こうかな、今日はオンデマンドで行こうかなというふうに、8枚をそういうふうに使っていただいてももらえると。今までは初乗り料金が満額だったのが、200円だけは町が負担をしてやっていくという形になるので、今回御提案頂いた折衷案みたいなところからスタートするんですけども、そういったことなんかを見ながら、ニーズの確認をしながら今後やっていきたいというふうな回答をさせてもらえればと。以上でございます。

8 番 田 代 時間も少なくなってきましたので、そろそろまとめの部分ということで、基礎数値をもとに発言させていただきたいと思います。

私が今回一般質問でこの質問をすることになった経緯は、私は年に1回講演会を開催して、議会報告会と意見交換会、これを行っています。その意見交換会で、高齢者の御婦人の方で、いろいろ高齢者と交流がある方から、冒頭の一般質問でオンデマンドバスの苦情に関する内容を、その方から受けました。それで、あとはどうしてタクシー助成券なくなっちゃったの、何とかならないのと、そういう要望でした。あと、ほかにも多くのね、年寄りの方と話すことあ

るんですけども、ぜひタクシー券の助成券を利用できるようにしてほしいと、そういう声があって今回質問させていただきました。

私自身はオンデマンドバスも必要だと思います。タクシー助成券もそれをフォローするもので必要かなと。あとは当然路線バス。ですから、町民の方にとって3つの選択肢があると、非常に足の要するに乗用車を運転されない方、できない方は助かるのではないかと感じています。高齢者の方のうち、元気な方、こういった方は自分でマイカーを運転したりだとか、オンデマンドバスの利用、そういうのが多いと思います。あとは2世帯住宅に住んでいる方とか、後継者が敷地内に同居して、別棟を建てて生活している方、そういった方はそれなりの移動手段で生活を確保されていると思います。今回、高齢者の方、2人暮らしの方、または独居老人の方、または独居老人で非常に足腰の悪い方とか、持病、病気をお持ちの方、こういった方に関しては、オンデマンドバスは大変利用しづらいのかなと。機能的な…利用しづらいと、そのように感じています。

特にこれは偶発的なことなんですけども、9月1日、台風10号の影響で生涯学習センター電気室に雨水が結構流れ込んで、センターの電気の、センター全体を供給する電気の容量を落としたので、電話回線の使用ができなくなってしまったと。予約が不能になってしまった。アプリとかLINEで対応してということで、高齢者は意外に電話で予約してますよね。そういったときに、やはり通院、買物、非常に支障を来すのかなと。そのようなことから、このタクシー助成券ですか、これをぜひ復活していただきたいということで質問させていただきました。

それで、今回の回答で、11月からタクシーの利用券について200円補助していただくと。先ほどの町長の確認の回答で、事業者が100円見ていただくので、高齢者は200円で利用できるという解釈でよろしいのかなと思います。100円上がったんですけど…負担はあるんですけども、それはそれで選択肢が非常にできてよろしいのかなと。最後に結びの部分として、この補正予算、今後、今回の補正予算では計上されてないですよ。多分11月からだと、12月の定例会では間に合わないの、10月までの臨時会で予算措置されるという解釈でよろ

しいのかどうか。これを確認です。

町長 私も確認を改めて。今、A I デマンドバスについては200円ですね。タクシーチケットの分は200円サービスなので、初乗りでもし乗っていて、初乗りが今、540円ぐらいですかね。でいくと200円を免除してくれるので、340円が御自身の負担ということをまず前提に。

その200円の額を上げる分については、当初予算を組んでいたとき、当初予算を組んでいましたけども、当初予算で使い切れてないような状態ですので、補正予算を組むことなく、今の予算の範囲の中で200円まで上げて、3月までいけるだろうというふうに踏んでいます。ただし、田代議員がおられるように、いやいやいや、ちょっとタクシーも使えるんだったら、そっちがいいなって、ばんばんばんばん使い始めたときには、ひょっとしたら1月以降とかの臨時議会でお願ひするようなことになる可能性だってあるということ、今のところ12月までの云々かんぬんは臨時議会とかそういった追加で補正する予定は今のところございません。以上です。

8 番 田 代 よく理解できました。最後に町長の回答の中で、これが一番のポイントなんですけども、令和7年度の予算、コロナ禍同様に反映できるかは現時点では申し上げられません。11月からの利用状況を鑑み、判断したいと考えておりますということなんですけども、先ほどから私が何回もお話ししているのが、独居老人で体の弱い方、または夫婦2人だけの世帯で車も運転できない方、そういった弱者に関しては、ぜひともこの4月以降、予算計上についてお願ひしたいということで、町長のお考えを再度お願ひしたいと思います。

町長 コロナのときの予算を使ってやっていたのは、補助金があったので、町の負担ゼロでよかったわけです。そのときは、まさにおっしゃるように、そういった方々をしっかりと守っていかなきゃいけないというようなことで、ドア・ツー・ドアで行けるタクシーの事業者さんにお願ひしたという経緯がありました。当然、そのときはデマンドバスありませんでしたし。ただ、今後のことを考えてデマンドがスタートするわけなんですけども、これからやっていく中で、タクシーのニーズがあった場合には、この手法で全額当初のように初乗り料金を

全額ゼロというふうな財政負担ができるかということ、なかなか保証ができないということがあるので、この仕組み、この仕組みの中でこの200円が補助金が例えば250円になったりとか、300円になったりだとか、それはニーズとその辺のバランスをとりながら、町として考えていくということは、一つ方法としてあるのかなというふうに思っていますので、今後知り合いの方々に言ったら、タクシーも使えるようになったよと。ただ、ちょっと負担が前みたいにならないけどという格好でお伝えいただければと思います。以上でございます。

8 番 田 代 時間も1分になりましたので、最後発言させていただきます。今お話ししたように、コロナの頃はもう全額、初乗り料金全額、さっきたしか540円とかお話あったんですけど、その時代とこれから町単、町単独財源でやっていく時代の差は十分理解しております。そこまではできなくても、やはり今、200円の負担ですか、そういったやはりタクシーを使うきっかけ、選択肢を高齢者弱者に守るために、ぜひ実行していただきたいということで、令和7年度の予算、よろしく申し上げます。これは私の強い要望でございます。終わります。

議 長 以上で第6号、田代実君の一般質問を終わりにします。

受付番号第7号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。質問議員、第3番 吉田功。件名、新松田駅周辺の安全と活性化について。

要旨。(1)新松田駅周辺の朝夕の通勤・通学時間帯においては、JR松田駅との乗り換え客や自動車による送迎等により大変混雑している状況にあり、将来に向けては駅周辺整備として再開発が計画されております。新松田駅周辺の渋滞の解消や歩行者の安全確保について、当面の対策としてはどのようなことをお考えですか。

(2)駅周辺にはシャッターが閉じたままの店舗仕様の建物が多数ありますが、それらの建物が店舗として機能することができるように、支援するお考えはありますか。

以上、御回答をお願いいたします。

町 長 吉田議員の御質問に順次お答えをいたします。

駅前広場に接する町道3号線、ロマンス通りと言われていたところですね。においては、新松田駅とJR松田駅間の横断による渋滞の緩和、自動車の送迎が増加する時間帯及び雨の日などの歩行者等の安全確保が課題となっております。この課題解消は、長きにわたって町民の願いである新松田駅周辺整備事業において、基本構想・基本計画、安全・安心なまちの形成を目標に掲げ、バス・タクシーの乗降場や待機所など、施設規模は交通事業者と駅前広場や道路の線形、交差点部の改良などは道路法等に基づき交通管理者と協議を重ねるとともに、広場や町道の上空を渡すペDESTリアンデッキの設置など、再開発事業において課題解消に向けた検討を進めてきており、令和11年度の事業完了を目指しているところでございます。

さて、御質問にあります当面の安全確保につきましては、これまでも交通管理者である警察や北口駅前広場敷地を所有されている小田急電鉄様との連携はもちろんのこと、町道3号線歩道空間へのグリーンベルトの設置による視覚的な差別化、ゾーン30による速度規制、県道711号との交差点部分における飛び出し注意喚起、及び渋滞緩和のための啓発活動など対応してまいりましたので、引き続き必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に2つ目の御質問にお答えいたします。駅周辺にシャッターが閉じたままの店舗仕様の建物が多数あるという御質問について、現状を説明いたします。ロマンス通りでは、店舗37軒のうち営業中の店舗が22軒、空き店舗が15軒、仲町通りでは、店舗が21軒のうち営業中店舗が15軒、空き店舗が6軒、ファミリー通りでは店舗10軒のうち営業店舗が5軒、空き店舗が5軒、県道711号沿いでは店舗が18軒のうち営業中店舗が15軒、空き店舗が3軒、新松田駅南口では店舗3軒のうち営業中店舗が2軒、空き店舗が1軒でした。

よって、合計で全店舗で89軒のうち営業中の店舗が59軒、空の店舗が30軒のうち住宅と兼用と思われる店舗が19軒ありますので、この分は利用できないとするならば、実質の空き店舗が11軒、11軒のうち町商工振興会での紹介や不動産屋が募集している店舗が5軒あるような状況でございました。

閉店に至った経過を町商工振興会に確認をしたところ、家族経営による小規

模な店舗が多く経営状況によるものに加えて、高齢者となり後継者がいなかったという事業継承の課題などもあったと伺っております。そうした課題解消の一助となるため、利用可能な店舗の利活用を目的として、平成30年度より松田町店舗リノベーション支援補助金を創設し、支援をしているところでもございます。

補助金交付の実績につきましては、平成30年度1件、50万、令和元年度2件、71万8,000円、令和2年度が1件、50万円、令和3年度が2件、100万円、令和4年度が2件、100万円、令和5年度も2件、100万円で、いずれも改装費に対する交付金を交付いたしております。

このような店舗リノベーション支援により、点在する店舗をさらに継続させる支援の活用促進を図るなど、町内の地域経済の活性化と商業の振興に役立てていただいております。

また、補助金の活用の推進のための周知につきましては、町ホームページや「広報まつだ」、さらには足柄上商工会、松田町商工振興会の皆さん方との連携をしまして、周知を行っております。

そのほかの支援につきましては、既存並びに新規店舗の経営支援の一助となるよう、平成26年度から毎年町経済と商工振興を兼ねて、プレミアム付商工振興券の発行事業を推進し、町内事業者への支援を行っております。

また、町商工振興会様並びに町飲食店組合様の御協力により、平成26年度からちよい呑みフェスティバルを実施し、本年につきましては10月1日、2日に開催する予定となっております。

今後につきましても、継続して店舗リノベーション支援補助金などを推進することにより、まちなかの賑わいの創出を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

- 3 番 吉 田 大変御丁寧な回答、ありがとうございました。まず、再質問をさせていただきます。まず、新松田周辺の朝夕の混雑につきまして、大きな原因につきましてはJR・小田急線への乗り換えのために、歩行者が横断歩道を渡るのを待つことによって車の渋滞が起こる。それから、迎えの車の、当然朝送るのはそう

なんですけれども、また特に夕方につきましては、迎いの車の待機のために車の通行が妨げられる。このようなことが考えられると思います。この迎いの車の待機によって、特に町道3号線は小田急バスの反転地まではバスが通行しますので、そのまたバスとのすれ違い等で車の渋滞が起りやすいと考えておりますけれども、そのようなことが原因ということではよろしいでしょうか。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。今、議員さんが御指摘いただいたものが主な要因だというふうに我々も認識をしております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。これらの対策について、先ほど物理的などころではラインが引いてあるとか、そういうようなお答えございましたけれども、人的な対策、例えばですね、交通指導員のような方々に依頼して、歩行者の横断と自動車の交通を、通過をコントロールするとか、また長時間にわたる停車を遠慮してもらうような案内をすとかというような働きかけというのは可能でしょうか。

まちづくり課長 御提案、御意見ありがとうございます。今、2点頂きました。少し分けてお話をさせていただく、ちょっと順序としてですね、まず答弁書のほうでも、答弁のほうでもさせていただいたものが、2点目に今お話をくださった長時間の停車についてでございます。こちらについては、議員御指摘のとおりですね、やはりそこに駅前の状況の中に車が長く停車されるということは、大きく渋滞の要因になり得る話でございます。そのソフト対策的なものとしてですね、以前、これは町のほうでもさせていただいたんですけども、停車時間をいかに短くするかという観点で、お家を出る時間、要はお迎えに行くタイミングをですね、駅での停車をなるべく少なくしてほしいというような啓発事業、具体的にはティッシュなどを配ってですね、停車されている方々にお配りをして御理解を求めるようなこともさせていただきました。さらに具体で進んで、今御提案のありましたのは、例えば看板とかこういったものの考え方もないのかというお話でございますけれども、これはまた一ついろいろ検討していかなければならないのかなとは思いますが。

もう1点の、特に横断で非常に問題となる横断歩道のところですよ。ここ

のところでの車が渋滞するきっかけとなるのを交通整理等ができないかというお話になろうかと思います。これが、まず1つとしてはですね、法的な管理権限的なものが1点ございます。規制とか誘導、言葉としていろいろあると思うんですけども、誘導的なものというのはいろいろなところで民間の方もやっていらっしゃるの承知をしております。警察の方がやるとこれがきっちりできると。権限を持って、また責任を持ってですね、しっかりできるという整理がございます。そういった中で、例えば警察の方があそこに立つという場合は、渋滞という物の考え方になろうかと思います。これが恐らくは、ちょっとすみません、細かく何条、何条言えないんですけども、道路交通法の中でのやはり著しく、著しくですね、これが渋滞であるという認識のもと、これを整理するというお考えで立つことが恐らくあるのかなと思います。それ以外は、道交法にのっとった横断歩道であり、その横断歩道を前にした車が当然そこに配慮して止まらなきゃいけないのは法で定めるところでございます。

一方で、警備員的な誘導の関係ですね。これはまた、すみません、ちょっとまだ不勉強ですけども、警備員法等で定めがあるようですけども、これはなかなか規制力はない。お願いレベルである。また責任の所在がなかなか難しいというような課題があるのかなというふうに、今のお話の御提案の中では少し感じるところでございます。

いずれにいたしましてもですね、今おっしゃったような御提案の考え方ということを含めて今までやってきてないことは確かでございますので、どのような手法があるかというのは検討させていただければと考えます。

3 番 吉 田 ありがとうございます。確かに誰がやるのか、そういうようなこともいろいろと越えていかなければいけない課題はあると思います。また、関係の団体、組織、警察であったり交通指導員の方々とか、そういう方々ともいろいろと相談したり協議したりするところが必要かと思っておりますので、ぜひそういうような形でも、いい形で、できるだけ早い時期で、多少でも改善ができるような工夫をしていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、駅周辺のシャッターが閉じたままの店舗についてのいろいろな

取組について御質問させていただきたいと思います。駅周辺についての賑わいについては、大型店舗の誘致という考え方もありますけれども、周辺地域の回遊型の賑わいづくりという考え方もあると思います。先ほどの御回答、また今までの取組を見て、かなり松田町でも努力されてるということは理解はしております。ただ、今のせっかく空き家対策と同じように、シャッターが閉じて…シャッターがある店舗の形があるところ、そういうような場所というのを有効に使っていくというのも、一つの手ではないかと思います。そのときに、このリノベーション支援により、近々ではどのような効果があったか、ちょっと教えていただければと思います。

観光経済課長 このリノベーション補助につきましては、趣旨につきましては集客力と利便性の向上、新たな出店並びに特産品開発に資する事業の促進により、来町者の増加と町内店舗の全体の魅力のアップをすることで、地域経済の活性化と賑わいの産業の創出を図り、商業の振興に資することというのが目的でございます。そういったことで、先ほど平成30年度からの実績がございますが、開店、店を再開したことによりまして、ふだん行ってないようなこと、お店も、飲食店も開園しましたので、賑わいの復活というものが効果としてはございました。

3 番 吉 田 ありがとうございます。かなり、今そのようなところが開いていくということは、なかなか有効なことじゃないかと思います。ただしですね、必ずしもずっと続けられたところばかりではないかなと思います。残念ながら、軌道に乗らなかったところというのは、例えば商工振興会等に参加していたのか、そのようなところと協力できていたのか、このようなところはお分かりになりますでしょうか。

観光経済課長 この補助金の対象者の要件としまして、足柄上商工会松田支部の会員であることということで、いわゆる松田町の商工振興会の会員であることということが要件になっています。それは、1の店舗ではなくて、他の店、事業者とも連携した取組が商業というのは必要でございます。あるということと、やっぱり補助金を活用してリノベーションするので、商工振興会でこの補助金を申請したときに、一定の審査をいたします。そういったことで会員になっていただい

ているというものもございます。その審査の内容としましては、事業企画の妥当性とか、事業実施の確実性とか、事業の効果、こういったものはどうなのかということで、あらかじめ申請の中での書類のうちに確認書というものが商工振興会から発行されていますので、そういったことで商工振興会の会員であるということが条件になっております。

3 番 吉 田 ありがとうございます。駅周辺の条件を考えると、有効というか、アドバンテージな業種といたしますと、アルコールを伴う飲食店、それから進学塾、それから駐車場、特に駐車場などは、車も当然そうなんですけれども、午前中などは自転車置き場もかなり満車の状態で、なかなか自転車が置きづらいくらい盛況というか、大変需要が多いというような状況であると思います。このようなところもちょっとシャッターを開けて、中に自転車を置くとか、そういうようなお店というの、それは考えられるのかなと思います。

それから、医療施設、クリニックとか特にリハビリ施設、このようなところも駅周辺ですと周りから交通…やってくる公共交通が整っていますので、集まってくるというのでは、来やすいのかなと思います。

このようなところがちょっと向いているのかなと思いますけれども、町のほうではどのようなところ、どのような業種が結構焦点になるか、なかなかターゲットになるか、そのようなところは考えておいでになりますでしょうか。

観 光 経 済 課 長 今御提案頂いた中では、リハビリを兼ねたお医者さんとか整形外科とか、松田にはなかなかないようなお店、店舗というのは御提案の中にありました。そういった御提案もございますが、現在新松田駅前の再開発事業は進められているところでございますので、駅前再開発事業だけでなく、賑わいに資する取組が重要でございますので、どういった店舗が必要なのか、または周辺の店舗につきましても回遊性が高められるようにというのもございます。新松田駅周辺整備の基本構想において、いろいろ計画が、回遊性というのを計画があるところでございます。その構想に踏まえつつ、そういったお店を誘致するという今後の件につきましては、町の商工振興会とか関係団体とも情報交換を重ねてまいりたいと思っております。

まちづくり課長　それでは、今、再開発の話も出ましたので、今のちょっと検討状況と、何個か要素の御提案というか、お話もありましたので、簡単に整理をさせていただきます。例えば駐車場とか駐輪場、これに関しては駅前の交通関係の計画として、警察との協議の中でも必要な部分ですので、しっかりとやっております。また、例えば塾とか飲食店系ですね、こういった方々はですね、例えば今現在構えていらっしゃる方々にいろいろ今、ヒアリングなんかをしています。また、クリニックに関してもですね、いろいろ可能性を含めて、誘致に関して、まだお約束ができる段階ではないですけども、検討しているという状況でございます。以上です。

3 番 吉 田　ありがとうございます。なかなか先行した計画、恐れ入るところでございます。特に医療系などでは、クリニックやリハビリ施設などが設置されますと、やはりそれに伴いまして、周辺でちょっと終わった後、休憩する場所とか、ちょっと何か食べていこうとか、そういうようなことが伴うことというのは考えられます。そういうような、何か拠点になる、また波及効果のあるような、そのようないろんな事業所というの、今、課長がお答えいただいたように誘致していただくとか、そのような働きかけをしていただくというのは大変ありがたい、必要なことじゃないかと思っております。

またですね、例えばですね、これは希望する事業所、商店などで御用聞き、いわゆる御用聞きをとっての補助をして、いろいろと注文を聞いてくるとか、またそういうような食品などについては配達するような専門の業者などありますけれども、そういうものを補助するような形もあると思いますけれどね、そういうような形で注文を取って御用聞きみたいなのを取って、いろいろなそれぞれ商店を支援するというような計画などはどうお考えになりますでしょうか。

観光経済課長　現在のそういった事業では、移動販売事業「くるまつくん」がそういった取組をしております。買物に行きたくても買物に行けないような高齢の方とか、障害のある方とか、ございますが、そういった御提案も一つ有効な施策でございますが、現状としてそういった補助金もなく、また取組は現在計画はございませんが、今後御意見を参考にして、いずれにしても買物に困らないよう

な取組をしてまいりたいと思っています。

3 番 吉 田 ありがとうございます。「くるまつくん」は、その場にこうやって行くんですけれども、それぞれこうやって回るんですけれども、よく分かっていますので。ただ、いわゆる御用聞き型というのは、それだけじゃなく、福祉の面からも遠いところをこうやって声をかけて回っていくことによって、いろいろなひとり住まいだとかの高齢者のところなどのいろいろなコミュニケーションなどということも機能的になりますので、そのようなこともちょっと今後ですね、考えておいていただければありがたいと思います。

それでは、丁寧な御回答ありがとうございます。時間にもなりますので、これで終了させていただきます。

議 長 以上で受付番号第7号、吉田功君の一般質問を終わりにします。

受付番号第8号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 議長の許しを得て、受付番号第8号、2番議員 武尾哲治、一般質問を行います。件名、デマンドバス事業を自走可能にするために。

要旨。デマンドバス事業は、今年度で2年目となり、来年度で実証実験が終了となります。既に町民の足の一部を担っているデマンドバスですが、再来年度からの自走に向けての具体的な試みをお伺いします。

町 長 それでは、武尾議員の御質問にお答えをいたします。まず、A I オンデマンドバス「のるーと足柄」の実証実験を行うに当たり、本町は65歳以上の高齢者人口のピークは過ぎているが、今後高齢者の免許返納や若い世代のマイカー運転機会の減少などにより、様々な年代の移動需要に対応した新たな公共交通サービスを模索するため、町地域公共交通会議等での協議を得た上で、新モビリティサービスの必要性などに関する町民ニーズ調査を行い、その調査結果において新たなモビリティサービスの導入希望の意見が多かったため、町地域公共交通計画において、基本方針や目標の中に新たな公共交通サービスとしてA I オンデマンド交通を位置づけ、ほかの自治体に先駆け、令和5年10月23日からA I オンデマンドバスの実証運行を開始しております。

これは、町民の生活圏における既存交通を補完し、多様なニーズに柔軟に応

えるための新たなサービスとして、A I 活用型運行システムを採用した路線バスとタクシーの間に位置する新たな乗合バスの交通施策となります。この事業は、町民の生活圏における既存交通を補完し、多様なニーズに柔軟に応える新たな移動サービスとして採用した路線バスとタクシーの間に位置する新たな乗合バスの交通施策として、令和7年度末までの3年間を実験運行期間と位置づけ、運行に係る課題の洗い出しや整理を行い、本町に合った公共交通サービスのスタイルを確立していくもので、路線バスを補完しながら、今までサービスが行き届かなかった地域や時間帯をカバーし、町内等の乗降場所を多く設置し、利用者の自宅の近くにて乗り降りができるようにしております。

乗車人数につきましては、令和6年7月末現在の数値でございますが、約10か月間の合計で2万772回、延べですね、スタートから3か月ごとの1日1台当たりの利用平均回数につきましては、開始の10月から12月は4台運行しましたので、4台運行にて1台当たり18.7回、1月から3月までは4台運行にて1台当たり21.3回、4月から7月までの4か月間では3台運行ということで、1台当たり25.6回となっている状況でございます。

運営法人では、令和6年度の目標数値を1日1台当たりの利用平均回数を約1台当たり60回まで増やすというふうに掲げておりますが、現状はほど遠いような状況でございます。

また、「のるーと足柄」に利用登録されていた人数を見ますと、昨年10月23日現在では261人、令和6年7月末現在で1,637人となっており、着実に増加はしていますが、実証運行スタート前に行ったニーズ調査をもとにした当初の見込みと比較すると、登録人数にして48%ほどであり、利用者人数で言うと9.5%、目標値との比較においてもかなり低くなっている状況でございますので、今後も登録だけで終わらず、乗車していただけるように周知活動を強化するように指導してまいります。

次に、初年度となる令和5年度の事業の収支につきましては、御存じのとおり約2,900万円ほどのマイナスとなっております。一般社団法人足柄オンデマンドが負担することとなっておりますので、令和6年度につきましては1年目

の結果を踏まえた中で、より持続可能な事業となるよう、運行計画や乗車運賃などについて、事情に合わせて改定するとともに、町民ニーズを踏まえたさらなる利便性の向上及び持続的な運行に向け、今後は3か月ごとに運賃の見直しや車両台数及びバス停等の再検討を行うとともに、4年目となるとともに、3年目ですね、3年目となります令和8年…あ、4年目ですね、4年目となる令和8年度からは完全自走をする事業として、利用回数を4台運行とした場合には、1日の台数当たりとして約150回以上の乗車回数の確保や、車両内に設置してありますデジタルサイネージを活用した宣伝広告費収入、そのほかの収入増加に向けた事業計画を定めて、令和6年11月よりエリアの拡大による利便性の向上や、新システムの導入による予約に伴う運行ルート最適化、キャッシュレス化の導入、利用者の獲得に向けたスマホ教室などの周知や啓発活動を行う予定としております。

歳出につきましては、本事業の運営法人においても人員配置や運行経費の見直しを行い、運行経費等の削減に取り組むとともに、本町の様々な主体に合った運行及び事業運営方法を導き出すために、随時柔軟な対応をし、安全・安心で持続可能な地域交通事業となるよう、法人と連携して取り組んでまいります。

本事業については、今は利用されていない方であっても、5年後、10年後には必要となる方のためにも、継続していかなくてはならない事業と考えておりますが、現在の利用状況で改善がされないままでは、継続が非常に困難な状況でございますので、令和8年度以降、自立・自走していく形で運行を展開できるよう、とにかく多くの方に乗っていただき、育ていただいて、持続可能な事業に成り立つとして、持続可能な事業として成り立ちますので、引き続き御支援のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは再質問とさせていただきます。まずは、先ほどの御回答の中で、令和5年度事業の収支について、約2,900万円のマイナスということでした。初期投資等もあったとは思いますが、当該事業者はですね、これをどのような形で返済していく計画等をお持ちなのか、お聞きします。

参事兼政策推進課長 この事業につきましては、本格運行、令和8年度というところで、そこまでに返済ができるかという状況の計画ではない状況にあります。令和5年度の返済ですと約2,900万、6年度、7年度におきましても、今後の状況を踏まえながら収支の状況が厳しくなるという計画になっております。そうした中で、令和8年度でおおむね収支をゼロに向けての数値の計画になっておりますので、それ以降の返済をしていながら、令和十何年後かにはペイできるというような返済計画を考えているところと法人のほうは言っております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。いわゆる長期返済で考えているということによろしいでしょうか。

それでは、続きまして今後の収支についてなんですけれども、収支の目安として、ちょっと1か月単位で私は考えてみたんですけれども、先ほどの御回答をもとにすると、現状は1日で約80件、乗車数ですね。ざっくり月で言うと2,400件。これを収入で考えると、月で約72万円ぐらいの売上なんだなというふうにお聞きしました。そして、事業者の目標としてなんですけど、1台60件ということだったので、1日約240件を見込んでいて、月では7,200件。売上は、これは先ほどの料金改定も伴って400円をベースに考えたんですけれども、約、月の収入は288万円ぐらい。そして、将来的にはというお話があったんですが、1台150件を乗せた場合には4台で1日約600件で、月にしますと1万8,000件を、そして月の収入では720万円ぐらいの収入を見込んでいられるということでお聞きしました。この目安をお聞きしたんですけれども、私は1つ聞きたいのはですね、この1か月の収支のいわゆる分岐点、最低限ここまで売上があれば経費がゼロで収まるよという、ざっくりとした数字なり件数があるならば教えていただきたい。それは、この補助金が出ている場合と、あとは自走した場合と、もし分かれば教えていただきたいです。

参事兼政策推進課長 まず、本格運行に向けての先ほどの数値でございます。基本は利用料金400円というものを設定をしております。そうすると、極力ですね、4台運行、マックスで4・4運行を考えると、150回は必ず見込まなくてはいけない。そうすると年間7,200万円以上の収入を得なければ収支の状況は厳しいというところ

になっております。

ただしですね、補助金があったからというところを考えると、それに頼りにされるのがあれなので、基本的にはもう本格運行に向けて、その辺を確保するために何をしなくてはいけないかというところで、返済計画を含めて考えているところでございます。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは、これから売上を上げていくための何点かの事業があったと思うんですが、それについてちょっとお聞きします。現在の話を聞くと、大分非常に厳しい状況というのが本当に分かるんですけども、先ほどエリア拡大についてのお話がありました。これは8番議員からの質問にもちょっとかぶってしまうんですけども、大井町に続いて開成町もということで、これはあくまでも松田町から乗り入れるというエリアを増やして、売上の拡大をしていくということだと思っておりますけれども、これは将来的なんですが、いわゆるこの事業をですね、松田町だけに限らず、この3町で一本化してやっていくようなことは可能なのかお聞きしたい。以上です。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。この議論につきましてはですね、神奈川県にもちょっと進達をしているんですけども、広域での公共交通というのは今、必要になっているというところがございます。そうした観点で、今、開成町さんと大井町さんにはですね、そのような連携をしながら、それぞれの協議会に入って情報共有をしながら進めておりますので、県を通してですね、そういう協議体が別に設けられて、その中で運営体制をとっていくということも視野に入れて、国にも進達していますので、そこは視野に入れてやっていきたいというふうに考えています。そうすると、それぞれの負担が出てきますので、そうした観点で進めていきたいなというふうな形を考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは次にですね、これも先ほどの回答の中で利用者の獲得のためのスマホ教室とかというお話があったんですけども、スマホを利用してもらって、利用者を増やす、スマホの使い方を教えて利用者を増やすというお話があったんですけども、それとともになんですが、いま一度地域での説明会とかですね、状況によっては戸別訪問などして、PRや営業

活動をしていくようなお考えというのはありますでしょうか。

参事兼政策推進課長 もちろんですね、今、議員おっしゃったとおり、営業活動が一番大事なので、それは積極的にやっております。先ほどスマホ教室につきましては、12月の開催です、社会福祉協議会を通してやるような感じで考えています。そこに合わせたシニアクラブへの出前講座というのもやっていきます。そして、今言われた説明会も、逆に出前的な講座的に説明会をやっていきたいなということも考えていますので、その辺を含めてやっていきたいなというふうには考えます。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは次にですね、歳出のほうについてお聞きします。歳出の削減ということで、人員の配置とか運行経費の見直しということがあったんですけども、この予約システム、オペレーションシステム自体をですね、外部に委託して経費を節減するというような選択肢はありますでしょうか。

参事兼政策推進課長 今、議員おっしゃられたのは、いわゆる全てを外部に委託をするという感じで考えて…それともオペレーションだけという…分かりました。経常経費のですね、オペレーションにつきましては、現在ですね、歳出の削減として、今までより人員配置をですね、1名のスタッフとアルバイトのみでやっています。2名でやっております。当初はですね、4名体制あるいは5名体制でやっていたことがありましたので、現在は2名体制で振り回しているというところでございます。

議員御質問のとおりですね、実証運行3年間におきましては、この事業を国のほうにも進展しながらですね、交通関係事業者1者の独占とするようなことではなく、公共交通の事業者をみんなで含めて育てていただきたいというのがございましたので、この期間においては今すぐにですね、民間にお願いするというのではなく、連携してやっていこうということがありますが、今後費用対効果を踏まえて、本格運行に向けては法人のほうにアドバイス、指導しながらですね、民間運行の計画も考えていきたいというふうには考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは、これで最後の質問になるんですけども、当町のデマンドバス事業というのは、私の知る限りなんですけれども、他の事例と比較しますと、まだ公共交通事業が少ないと、本数は少ないとはいえ、残っている状況。なおかつ、自家用車の利用率も高い中で将来を見越した実証実験だというふうに考えております。このような状況の中で、乗車数を上げていくのは非常に至難のわざであるというふうにも思います。昨年の10月にスタートいたしまして、現在のデマンドバスに対しての町民の関心がですね、以前よりも大分薄らいでいるような気もいたします。便利だから利用する、安いから利用するというのではなくてですね、この公共交通サービスを存続させていくためにはですね、まずは利用してみる。乗ることによって、デマンドバスを応援するというような町民や町の機運を高めていくことが重要ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 そのとおりだと思います。私もですね、地域公共交通会議、また。AIオンデマンドバスのほうの専門部会の中でもですね、まず乗るために多くの方にですね、町民がまず意識を持ってもらわなきゃいけないというのがありますので、ここはみんな乗ってください、乗ってくださいではなくですね、意識を持ってもらって、本当に乗り育てるような形に取り組むための周知も含めてですね、法人と連携して、町としてやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。現状はですね、決して順調であるとは言えないと思うんですけども、町長の答弁にもありましたとおり、5年後、10年後にこのデマンドバスがあつてよかったと町民に思っただけの事業になっていただきたいです。以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第8号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

(16時17分)